

平成19年決算審査特別委員会会議録（第1日目）

平成19年11月27日（火曜日）

午前10時14分開議

午後 3時52分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

認定第 3号 平成18年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成18年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成18年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成18年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成18年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成18年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成18年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成18年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成18年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第12号 平成18年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第13号 平成18年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

閉議宣告

出席委員（20名）

委員 山居 忠 彰 君

委員 井上 久 嗣 君

委員 粥川 章 君

委員 柿崎 由美子 君

委員 足利 光 治 君

委員 岡崎 治 夫 君

委員 山田 道 行 君

委員 斉藤 昇 君

委員 牧野 勇 司 君

委員 神田 壽 昭 君

委員 伊藤 隆 雄 君

委員 丹 正 臣 君

委員長 小池 浩 美 君

委員 平野 洋 一 君

委員 遠山 昭 二 君

副委員長 谷口 隆 徳 君

委員 田宮 正 秋 君

委員 池田 亨 君

委員 中村 稔 君

委員 岡田 久 俊 君

欠席委員（1名）

委員 菅原 清一郎 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 幹 事  
議 會 事 務 局 幹 事  
議 會 事 務 局 幹 事

辻 本 幸 慈 君  
近 藤 康 弘 君  
中 井 聖 子 君

議 會 事 務 局 幹 事  
議 會 事 務 局 幹 事  
議 會 事 務 局 幹 事  
議 會 事 務 局 幹 事

藤 田 功 君  
浅 利 知 充 君

(午前10時14分開議)

委員長(小池浩美君) 決算審査特別委員会が招集されましたところ、ただいまの出席委員は20名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

委員長(小池浩美君) ここで、本日の会議録署名委員を指名いたします。

牧野勇司委員、中村 稔委員を指名いたします。

なお、菅原清一郎委員から、欠席の届け出があります。

委員長(小池浩美君) 付託案件の審査に入る前に、委員会の進め方についてお諮りいたします。

付託されました平成18年度決算認定11案件について一括して総括質問を行い、その後、平成18年度各会計ごとに内容審査を行うことにいたしたいと思っております。なお、内容の説明聴取は省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(小池浩美君) 御異議なしと認めます。

よって、委員会の進め方についてはそのように決定いたしました。

更に、この際、総括質問の方法についてお諮りいたします。総括質問は、質問に立った委員の質問が全部終了するまでほかの委員は発言を遠慮していただくこととし、更に、質問に立った委員の質問を全部終わらせてから次の委員の質問に入るという方法にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(小池浩美君) 御異議なしと認めます。

よって、総括質問の方法についてはそのように決定いたしました。

それでは、これより審査に入ります。

委員長の手元まで総括質問通告書を提出された方は8名であります。あらかじめ決定しております順序に従い総括質問を行います。

田宮正秋委員。

委員(田宮正秋君) それでは、平成19年決算審査特別委員会の総括質問をいたします。

初めに、不用額についてお伺いいたします。

知的・精神障害者小規模授産施設運営補助事業の、まずこの内容についてお伺いいたします。

委員長(小池浩美君) 都福祉課主幹。

福祉課主幹(都 研司君) 小規模通所授産施設の補助事業内容についてであります。この補助事業は、障害者が通所する社会復帰施設の設備や運営に関する事業費に対し、道の予算の範囲内で補助金が交付される事業であります。平成18年度の補助基準につきましては、1つには、運営費として施設を運営するために必要な給料、消耗品費、委託料などに対する補助金、2つには、活動支援特別対策事業費として施設の運営の安定化を支援する補助金、3つには、特

別指導費加算として重度障害者の処遇に必要な報酬などに対する補助金となっております。現在、精神障害者小規模通所授産施設のぬくもり作業所と知的障害者小規模通所授産施設かたくり作業所が、この補助金の交付を受けて運営をいたしているところです。

以上です。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 18年度決算で見ると、17年度決算から見たら、ぬくもりで91万円、かたくりで95万8,000円、18年度は減っているんですけども、これは何か制度が変わって、このようになったのか。まずそこら辺をお伺いいたします。

委員長（小池浩美君） 都主幹。

福祉課主幹（都 研司君） 17年度と18年度の決算の減少についてであります。ぬくもり作業所では、17年度決算額が1,141万6,000円、18年度決算額が1,050万6,000円となっており、91万円の減少があります。かたくり作業所では、17年度決算額が1,160万8,000円、18年度決算1,065万円となっており、95万8,000円がそれぞれ減少になっております。お尋ねの制度改正についてであります。18年度の運営費補助金交付要綱が示されたのが18年4月7日でありまして、内容につきましては、運営費について50万円の減額で1,000万円、活動支援特別対策費82万円から41万円、また、特別指導費加算1人当たり9万6,000円から4万8,000円に、18年度から改正されたものであります。

以上です。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 今は17年度と18年度の違いなんですけれども、18年度の決算でも、いわゆるそれぞれ45万2,000円と50万円減っておりまして、これも制度改正に伴う補助金の減となっているんですけども、じゃそれはどのように変わったんでしょうか。

委員長（小池浩美君） 都主幹。

福祉課主幹（都 研司君） 今お答えしましたとおり、補助金の交付要綱が示されまして、それぞれ運営費、活動支援特別対策費、それから特別指導加算費、これがそれぞれ減額になったということで、それぞれ18年度につきましては、精神では45万2,000円と、知的では50万円の不用額が生じたところであります。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） いろいろ制度が変わって、補助金なんか減っているんですけども、新たな、今後、来年度から10年間の総合計画、これ、特別委員会の中でも審議されると思うんですけども、その中で、この施設に対して、前期はお金がついているんですけども、後期にはお金がついていないんですよ。それで、また更に制度が変わるといふふうにとらえていいんですか。そこら辺はどうでしょうか。

委員長（小池浩美君） 都主幹。

福祉課主幹（都 研司君） 新総合計画において、知的、精神、それぞれの小規模通所授産施設

の補助事業が平成23年度までになっていることについてであります。これにつきましては、平成18年度から障害者自立支援法の施行に伴い、施設につきましては、平成23年度までに就労継続支援等の新体系に移行しなければならないことになっております。新体系に移行した場合は、自立支援給付費として事業所に扶助費が支給されることになっております。新体系への移行時期につきましては、それぞれの事業所で決定することになっておりますが、本市の2つの事業所につきましては、現時点で移行時期が決まっていないということもありますので、移行の最終年度までを新総合計画に掲載したところであります。

以上です。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） そうすると4年間分の1,000万円ということで4,000万円、それを一応見ているということですね。制度が今度そういうふうに施設で経営していくことにおいて、やっぱり自立支援法というのは、これまでは身体と知的だったのが、新たに精神が加わって、障害者を支援していくということなんですけれども、そういうふうに制度が変わることによって、施設運営としてはいい方向に行く制度に移行するということでしょうか。

委員長（小池浩美君） 都主幹。

福祉課主幹（都 研司君） 今までの運営補助金につきましては、金額が定められた金額のみを支給しておりましたが、障害者自立支援法に移行になりまして、新体系に移行した場合につきましては、利用者1人に対して基準額があります。その基準額に対しての給付費を支給することになりますので、多くの利用者が利用することによって、事業所としては運営が安定するという事業だというふうになっております。

以上です。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 通所する人が増えたら、施設としてはいいということですね。今までは市と道で4分の1ずつ持って、国が半分持っていましたよね。それが今度、通所する人間が多くなったら施設としてはいいということですね。できれば、そういう障害者の政策というのは、やはり国のことも絡んできますので、行政としてもしっかり支援していただきたいと思うんです。

西條に福祉の店がありますよね。あれは、もとは100万円ぐらい予算組んでいたんですけども、95万円になって、私も議会の場で、できるだけそういうお金は減らさない方がいいということをやっていたんですけども。新たな総合計画でも、今までどおり年間95万円、10年間で950万円、そういうふうに見ているんですけども、これは行政としては、今の考えとしては減らさないでやっていこうという、そういうとらえ方でよろしいでしょうか。

委員長（小池浩美君） 宮沢保健福祉部長。

保健福祉部長（宮沢勝己君） お答えいたします。

福祉の店に対する運営補助金なんですけれども、福祉の店に対しまして、障害者の就労の場

の確保、また、社会参加の促進ということも含めまして、平成9年から補助金を交付しております。今お話ありましたように、総合計画では、10年間ということと計画にのせておりますけれども、これは10年間補助金を出すということではございませんで、計画では10年間の計画にのせておりますけれども、予算につきましては、福祉の店の経営状況等も毎年勘案する中で、その年度年度の予算編成において十分検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） せっかく10年間95万円で組んでいるんですから、できる限り支援をしていただきたいと要望しておきます。

次に、児童扶養手当についてお伺いいたします。

児童扶養手当支給事業の、まずその内容についてお伺いいたします。

委員長（小池浩美君） 山口児童家庭課主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） 児童扶養手当制度の概要について、先にお話をさせていただきます。

児童扶養手当は昭和37年1月1日からスタートしておりまして、今年度でもう45年を過ぎておりますけれども、この対象となる方についてですけれども、父母の離婚などにより父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭などに対しまして、手当を支給することによりまして生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的としております。45年経過しておりますから、内容については大きく変換してきておりますけれども、対象となる児童につきましては、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護していることが対象者でございます。

現在の手当の額についてですけれども、受給者本人の前年の所得によって決定されますけれども、これには所得制限限度額がありまして、扶養親族などの数によって、一定の額を超えますと手当の一部または全部が支給停止となる仕組みになっております。全部支給の方につきましては手当月額4万1,720円、一部支給の方は、所得に応じまして月額4万1,710円から10円刻みで少なくなりまして、9,850円が最低の額となっております。また、対象児童の関係につきましても、2人いらっしゃいましたら2人目の方には5,000円、3人以上の場合につきましても、1人につき3,000円が加算されるというような内容でございます。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） ここでも、金額は少ないんですけれども不用額として11万4,000円出ているんですけれども、これは支給額が、受けている人が変わったとか、そういうあれで出てきている数字ですか。

委員長（小池浩美君） 山口主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） 平成18年度の不用額の関係ですけれども、18年度の当初予算編成におきましては、過去2年間の受給者数の推移を見て、9,220万円を計上しております。こ

の時点で、全部支給の方につきましては月当たりにしまして124人、それから一部支給の方につきましては68人ということで算定をしております。年度内におきまして新規に認定した方につきましては、前年度とほぼ同じ20人程度でございました。しかし、本市からほかの市町村に転出された方や婚姻された方、更には生計を同じくする扶養義務者の所得が限度額を超えたために全部支給停止になった方、こういった方がおりまして、結果としては受給者の数は予想を下回っております。成果報告にもありますとおり、最終的には、平均で、全部支給の方は103人、一部支給の方は70人ということでございますけれども、19年第1回の定例会におきまして、予想を下回っているということで減額補正をさせていただきました。この額につきましては1,070万円の額でしたけれども、最終的に総支給額が8,138万6,260円、結果的には11万3,740円が不用額となっております。

私どもとしては、定時支給の部分が4月、8月、12月ということですので、ある程度確定した数字ではございましたけれども、やはり途中で資格を喪失する方につきましては、定時支給以外に随時で支払いをしなければいけないということで、ある程度の財源を確保していた形ですけれども、結果的にはこれを執行することがありませんでしたので不用額となった、そういう内容でございます。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 191人いるということで、この中で全部停止という方が18名いるんですけども、当然死別だとか、別れたとかという、そういうことでもらう制度だと思うんです。そうしたら、全部停止というのは、再婚したとか、正社員になって給料が高くなったとか、そういう人のことを言っているんですか。

委員長（小池浩美君） 山口主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） それで、この制度が、いわゆる別れて3歳になった子供さんが、翌月から起算して5年経過したときには手当が減額されると、そういう制度ですよ、これでいったら。これが来年の4月からそういうふうになっていくということですか。

委員長（小池浩美君） 山口主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） 来年4月からの改正内容の関係ですけれども、今、委員のお話しされた中以外でございます。平成15年4月1日に法律が改正されまして、手当の受給資格者、いわゆる母子家庭等の自立促進に向けてという内容であったんですけども、認定の請求をした月の初日から起算して5年を経過したとき、それから手当の支給要件に該当するに至った月の初日から起算して7年を経過したとき、それから認定請求をした日において3歳未満の児童を監護する者にとっては、その児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき、これらについては、政令で定めるところにより手当の一部を支給しないこととし、その額は現在支給している、いわゆる受け取っている額の2分の1を超えることがで

きないという内容で、来年4月1日から本格的に実施するということになっております。

国としては、平成20年度の予算編成にあわせて、当初の話では、本年12月中に政令を公布する予定ということでありました。今の段階でいろいろな動きがありますけれども、私どもとしては、現在の段階ではこの方向で進んでおります。

以上です。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） もしそうなった場合において、今、全部支給が103人、一部支給が70人、影響は何人ぐらいの方に及ぶんですか。

委員長（小池浩美君） 山口主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） 本市の11月1日現在の受給資格者の数は189人でございます。

来年3月31日の時点で、児童が18歳に達して最初の年度末を迎えるために資格がなくなる方が14人いらっしゃいます。現在、手当が全部支給停止となっている方が15人ございます。これらを合わせますと29人で、総数の189人から29人を引きますと160人が実際どうなるかということで、私どもで調査させていただきました。160人のうち37.5%、60の方が、来年4月1日時点、いわゆる法律が施行されれば、手当の削減の対象になってくると想定されます。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 今、こういう子供さんを扶養して働いているお母さん方が、仕事があったとしても非常に所得が低いと。そういった面で、制度が5年間であれするのを凍結しようと、そういう動きが今、自民党・公明党の中で、後期高齢者医療とこの問題についてはもう凍結だと。ただし、求職活動をしない母親、その人方は対象外にするという、そういう動きみたいですが、今、本市においては、やっぱり求職活動をして何らかの仕事についていると、子供さんが病気だとか、そんなだったら別ですけども、求職活動をしているまたは就職していると、そういうふうなとらえ方でよろしいんですか。

委員長（小池浩美君） 山口主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） ただいまの話につきましては、いわゆる凍結ということでございますけれども、現在、私どもの方に対しましては、国や道から正式な通知がありません。報道機関による情報がございます。委員のおっしゃるとおりのお話になりますと、実際、母子とも健康であって、就業意欲がない者に限定して手当の削減を行うということで、母親が、例えばハローワークで求職中であるとか、就業意欲があるというふうに認められれば、手当は削減しないとのことでありますから、この件につきまして、実際就業意欲があるか、あるいはないのか、これらの判断基準につきましては、詳細が明らかになっておりませんので、現在断定的なことは申し上げられません。ただ、この件に関して、国は年内にも政令改正を行いまして、正式に国から通知が来るということで、私どもは考えております。

現在のお話の中で、私どもとして精査したところ、本市の今の実態としては、8月に現況届を提出されたときに聞き取り調査等も行っておりますけれども、母親本人や児童が障害とか病



気などで働くことが困難な事情を持つ方を除いて、職についていない方は何人がいらっしゃると思います。先ほどの対象となる60人の方につきまして、こちらの方で調べた結果につきましては、非常に人数的には少ない方じゃないかというふうに思われます。就業意欲があるかどうか、その確認の方法によっては、実際手当の削減の対象となる方はごく少ないというふうに考えております。

以上です。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 実施されれば160人の方が影響があるということで、総額で言ったら8,100万円以上のお金が、やっぱりそういう母子の方の方に行っているわけですから、そういった面では、児童手当が約1億2,000万円ですから、2億円ぐらいの金が子供たちの手当として当たっているわけですが、就労意欲があれば、ちゃんともし決まれば、自民党・公明党で凍結決まりましたけれども、政府はこれからですから、そういった面では恐らくなると思うんですけれども、ぜひこういう母子家庭といいますか、そういうところに温かい手を差し伸べていただきたいと思います。

次に、不納欠損額と収入未済額についてお伺いします。

平成18年度の決算で、いわゆる不納欠損の額が一般会計で7,400万円、そして特別会計で3億円とあって、合計で1億円の不納欠損金が出ているんですけれども、この増えた理由、まずお伺いいたします。

委員長（小池浩美君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） この後、市民部の方から詳しいことがお答えあると思いますけれども、まず私の方からお答えいたしますけれども、委員さんが今おっしゃられたように、全会計合わせて1億600万円ほどの不納欠損がありまして、去年はそれが4,490万円ほどでしたので大きく伸びているということで、この主な要因といたしましては、一般会計の方が、18年度の不納欠損額が7,456万8,000円。これが昨年2,123万3,000円だったわけですが、そのうち固定資産税、都市計画税、合わせて6,761万2,000円の18年度の不納欠損額、これが去年は1,148万1,000円でした。ここで、いわゆる破産した法人の関係で、その精算の関係でこの不納欠損が五千何百万という大きな額ということになっているかと思えます。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 都市計画税にしても、固定資産税にしても、企業の倒産ということで結構な金額になっているんですけれども、ここで言っている中で、生活困窮者がまた一般会計1,047万円、そして特別会計2,856万円、3,900万円ほどあるんですけれども、その生活困窮の判断基準といいますか、それはどのようになさっておられるのでしょうか。

委員長（小池浩美君） 田村税務課主幹。

税務課主幹（田村康二君） お答えいたします。

生活困窮によります不納欠損は全体人数の81.9%であります、その額は830万円となって

おります。不納欠損の理由を生活困窮によるものと判断する基準といたしましては、生活実態を十分調査した上、生活保護の最低生活費認定基準表を参考にする中で、総合的に判断をしているところでございます。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 件数にして、人数にして562人、2,151件なんですけれども、今、道や何かでよく払わない人の車を持って行って、競売にかけたりとかやっていますけれども、市ではそういう、あるのに払っていないという人はいないんだと、あくまでも生活保護基準にしてやって、生活困窮者と決めているんだと、そういうとらえ方でいいんですか。道あたりはどういうふうにやっているんですか。

委員長（小池浩美君） 田村主幹。

税務課主幹（田村康二君） 道の方におきましては、最近の事例でいきますと、自動車税ということでタイヤロックという形で、そういう手法を用いまして納税者に対しての処分を行って、滞納者に対して行っているところでありますが、本市におきましては、現在そういった形での対応はしていない現状であります。特に今、生活困窮者の部分におきましては、特に私どもの場合は、そういった高級車の所有する資産があるかないか、ない場合についてはそういった生活状況もかなり困難しているという状況は、先ほどお話し申し上げましたいわゆる生活実態の調査を十分した上で、地方税法上における緩和措置というものがあまして、そういった部分で滞納処分の執行停止という形で、そういった滞納者の、特に生活困窮者についての対応をしているところでありまして、今後もそういった形を進めていきたいというふうに思っております。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 年金だけで暮らしていて、本当に大変な中で例えば身内に不幸があったとか、何らかの一時的に出費したら、それを今度取り戻すといったら大変なことなんですよ。そこら辺で、今答弁ありましたとおり、やっぱり臨機応変にやっていただきたいと思うんです。

それで、監査委員の意見として、本市財政は今後ますます厳しさを増してくることから、今後、北海道や他市の取り組みなどを参考に実効ある対策について検討を進め、収入未済額の減少に向けてより一層積極的な取り組みを望むものであると、そういうふうにあるんです。本当にこれ、今回は一過性のものだと思うんですけれども、企業の倒産だとかそういうのは。ただ、生活困窮者というのは一過性じゃなくして、これからも続いていくわけなんですよ。それで、監査委員のこの意見について、どのように収納体制を取り組んでいくのか、そこら辺を聞かせていただきたいと思います。

委員長（小池浩美君） 田村主幹。

税務課主幹（田村康二君） お答えいたします。

少しさかのぼるわけなんですけれども、本市では、昭和60年に納税専門の職員を配置いたしまして、公平な税負担の原則を保持するために、専門用語では臨戸訪問というふうに言っております。

すが、そういった徴収を初め、夜間納税相談窓口の開設をし、更には市税滞納整理対策本部をこれまで設置する中、市税の収納率の向上を図ってまいりました。その結果、常に収納率は道内の上位を占めているというか、位置しているわけではありますが、現在におきましては、市税滞納整理対策本部に専門部会を設置いたしまして、納税者の多様化するニーズに対応することを考えようということで、夜間・休日における納付場所の確保、あるいは税及び料の収納の一元化、更に、誠意の見られない滞納者の対策として、インターネットによる公売等についても検討をしているところでありますけれども、先ほどの委員さんの御質問のとおり、今後につきましても、特に生活困窮者につきましても、内容を十分把握するということをさせていただき、単にこちらからの一方的なことではなくて、生活実態を十分に把握して、そして全体的な生活の、もしできるのであれば、各滞納者の方々の生活改善がもし可能であればアドバイスもできる、そういったことをさせていただき納税相談というふうな形を十分に実施してまいりたいというふうに思っております。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） ぜひそうしていただきたいと思うんです。僕らもいろいろ相談を受ける場合がありますけれども、結局お金がないわけですから、そういった面で僕らがそういう方にお話するのは、とにかくないんだから、ただ人間というのは誠意というはあるんだから、お金がなくても誠意があるんだから、だから役所の人は何月何日の何時ごろ来ますよといったときには、居留守しないで必ず対応して、そして自分の金銭的な困っているということをちゃんと話しなさいと、そのように言っているんです。絶対居留守だけは使わないよと。だから、そういった面で、よく親身に相談に乗ってあげていただきたいと思います。

次に、基金についてお伺いいたします。

基金については、18年度大きく変わったのは、合併特例振興基金というのが11億円新規に入っておりますけれども、それで利子が19万4,388円、そういうふうになっているんですけども、この基金の今、18年度現在では33億828万8,504円、そういうことでよろしいでしょうか。

委員長（小池浩美君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

基金の、いわゆる財源として活用できる基金と、あと国保なりの定額運用基金、あるいは土地開発基金と、そういった部分に分類されますけれども、いわゆる財源として活用できる基金、それについては、議員さんの皆さんにも資料としてお配りいたしておりますけれども、その残高は21億7,300万円。そのほかに、土地開発基金が、現金、土地合わせますと5億5,800万円ほどあります。そのほか、あと国保の支払い準備基金、介護の準備基金、国保の高額医療費の貸付基金、そういったものを合わせると、先ほど委員さんのおっしゃった数字の基金残高ということになると思います。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 基金条例には、管理として、基金に属する現金は金融機関への預金、その

他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。2項においては、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができますとありますけれどもね。例えば、過去に1億円の、ありますよね、ふるさと創生基金。そういうのはどのように管理されているのか、また、そして今、11億円が合併振興基金となって、19万4,388円はどのように運用しているのかお伺いします。

委員長（小池浩美君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） まず、ふるさと創生基金の方の運用ですけれども、これは当時、竹下内閣のときに1億円、地方に交付されました。それで、通常の定期預金として、そのころはたしか5%程度の年間の定期預金金利があったと思います。それで500万円ほどの利息を果実として運用して、今で言う人材育成事業、そういったものに活用していくというような状況です。それが、今は同じように定期で運用したとしても、実際金利が非常に安くなっているということで、今はそういった運用はいたしておりません。ほかの目的基金につきましても、今、金利情勢が非常に安いということで、その基金については、いわゆる決済性預金として扱って、市が財政運営上で資金不足をするときがある、一時借入金が必要になるときがあるというときに、その基金を繰りかえて運用するというような方法をとっておりますので、いわゆる利息を生み出すような状況にはなっていないということになります。

合併特例基金の方はちょっと別な考えがありまして、これは当然この基金を積み立てて、その基金の利息を合併後の地域住民の振興に役立てなさいという前提がありますので、これは定期預金ということで積んでおります。今回、19万4,000円という利息の分につきましては、たしかこれを借りたのが平成18年度だったわけですがけれども、12月29日に国から借入れをした。そして、その当時まだ金利が不安定な状況にありました。その後、2月、3月に金利が上がりそうという情勢がありましたので、そのときは一般の定期として積み立てております。そしてたしか2月だったんですけれども、2月に入ってから銀行との協議の中で、金利が大体上限だろうという判断で、2月に定期預金と。これは銀行に2つに分けて、1つはいわゆる仕組み債と言われるもので、市の方としては5年間の中で最低でも年間1%以上の金利を確保したいということで、その仕組みを銀行と協議してつくっていただきまして、そこに7億円預けた。もう一方の方の銀行の方は、安定的な金利ということで、普通の定期預金という2段階で運用しております。

それで、先ほどの19万4,000円につきましては、その金利の上がるのを待っている間の12月から2月までの間の金利が発生しているということになります。恐らくこれが19年度の決算においては、先ほどのような金利の高い方の運用をいたしておりますので、毎年大体900万円から1,000万円ぐらいの金利が今度発生してくるのかなというふうに考えております。

以上です。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） そういうことで18年度は19万4,388円なんですけれども、19年度のこれ見

ましたら、1,200万円利子積立金、合併特例振興基金、そのように載っているんですけども、大体そのぐらいの、今のあれでしたらまだ低い金額でしたけれども、現実はどうなんでしょうか。

委員長（小池浩美君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 実は、7億円預けている方の仕組み債というものが、先ほど最低でも1%ということがありましたので、通常は1年間の1.25%の金利と、その仕組みを組んだときに。そういうようなことになりますので、そうであれば1,200万円ということになるうかと思えます。これは恐らく今の金利情勢でいけば、その程度は確保できるというふうには考えております。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） めったに来ない合併のための11億円ですから、できるだけ率の高い運用をしていただきたいと思えます。

次に、地方債の残高、18年度現在高371億8,962万7,000円、この数字で間違いありませんよね。決算資料の一番最後。

委員長（小池浩美君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 18年度末現在高は、371億9,000万円ということになっております。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） これ、例えば2万3,000人で割ったら161万7,000円ぐらいになるんですけども、これ、当然事業をやりますから、過疎債だとか、後で交付税で返ってきますよね。そういうのを入れたら実質的には何ぼになるんですか、そういう返ってくるのを引いたら。

委員長（小池浩美君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 交付税で返ってくるのは、実際の起債の償還の年限と、25年で返すものが例えば12年で返す、交付税の方が入るとかというふうになって、その正確な数字というのは今ちょっとつかんでおりませんけれども、理論上は交付税に算入される率というのが、大体土別の場合45%ぐらいは交付税算入されているというような状況にあります。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） そうしたら、実質的には45%、端的にわかりやすく50%だよといたら、この数は半減近くになるということですね。わかりました。

次に、今年の3月でしたか、僕があれしたのは、国はいわゆる5%以上の高い金利で借りているのついた、今年から3年間の時限立法で、いいですよ。それは当然もう合併もしたし、行財政改革も立てて、現実に理事者初め、議員も職員も全部下げて頑張っていますよね。そういう面で、たしか3月のときは、3カ年で8億円強の借りかえで利子負担が軽減するんじゃないかと、そういうような答弁あったと思うんですけども、3カ年ですから今年度から始まっているわけですけども、その状況、お聞かせください。

委員長（小池浩美君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） これは過去にもほかの委員さんからも御質問ありましたし、今、委員さんがおっしゃっておられたのは、3月の定例会のときに委員さんから一般質問としていただいたもののときに、3カ年で8億円の利子軽減ではなくて、3カ年の中で借りかえを実施して、一番長いもので平成三十何年かまで利子があります。そのトータルの利子軽減額として8億何がしという数字はお答えさせていただいておりました。ただ、そのときの前提として、要綱がまだすべて出ていなくて、実際には3カ年で、19、20、21年度で借りかえするわけですが、それを仮に19年度すぐに借りかえができたとしたら、そして5%以上の金利のものについてすべてできるようにという仮定でお答えしたわけですが、その後、5%以上の金利のものについては21年度の末に借りかえになるということになりますので、その間、19年度、20年度の利子負担というのがやはりかなり高い金利のまま払わなければならない。

それと、あと1点、先日の病院の決算委員会の中でも、牧野委員の質問の中でお答えいたしましたんですが、病院の事業債が5%を超えているものが24億円程度あると。そのうちの22億円が5%から6%の間ということで、国の要綱が新しく示された中では、病院の資本費比率というものが新しく示されたということで、その資本費比率で土別市の病院が該当しないということで、その利息の負担軽減、2億3,000万円ぐらいのものが、実際今のところは制度上は借りかえができないということで、トータル的には、今の要綱でいくと全部の借りかえの効果というのが2億3,000万円ぐらいになってしまうというような状況にあります。

以上です。

委員長（小池浩美君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） せっかく国も3カ年の時限立法でやりましたので、またその制度に合った自治体になっているわけですから、そういった面で、今の答弁でしたら最終年度に2億3,000万円ということで、2億3,000万円でもでかいですから。わかりました。

以上で私の総括を終わります。

委員長（小池浩美君） 神田壽昭委員。

委員（神田壽昭君） それでは、総括質問をさせていただきたいと思います。

最初に、バイオマスの資源活用についてお伺いしたいと思います。

18年12月の決算審査において、牧野委員、あるいはまた菅原委員から、生ごみの堆肥化について質問がありまして、予定どおり20年建設の方向で進めていきたいという、そういうお答えがあったわけですが、現在、どのような計画が組まれているのか、20年建設については変わりがないのかということについて、最初にお伺いしたいと思います。

委員長（小池浩美君） 大崎環境生活課主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） 平成16年度から、農協の野菜残渣の処理対策に加えまして、本市の生ごみ、更には下水道での処理対策が課題となりました。いずれも堆肥化を目指す中で、施設の設置や運営面でのメリットの点から、政策会議の協議のもとに、庁内全体の課題解決に向けて、将来的には一体的な処理ということで、今日まで、収集システムの検討ですとか、堆

肥化システムの検討、設置場所、更には水分調整剤の確保などについて、関係機関による協議会も立ち上げ、先進地の視察や農家の方々へのアンケートの実施など、協議・検討を進めてまいりました。これまで、定例会や予算・決算の委員会でも、20年に施設を建設し、21年から供用開始を目指すということで御答弁を申し上げておりました。

しかしながら、これまで調査検討をする中で、特に堆肥汚泥については3割の農家の方が利用希望があったものの、現在想定している混合方式の場合には、逆に7割の方が不安を持っているという実態もわかりました。これら解決に向けて、例えば髪の毛などの異物を取り除くには、単なるスクリーンでは完全に取り除くことができません。下水処理場に新たな前処理施設を設けて混合した方がいいのか、あるいは別途処理した方がいいのか、更には分離してはどうかという課題も生まれました。また、利用する農家の方の配慮として、道内の堆肥化施設では、畜ふん、汚泥、生ごみの原料をそれぞれ堆肥化している実態もございます。また、生ごみの収集袋として想定しておりました生分解性の袋は土壌に還元すると言われておりますが、結び目などはどうしても分解に時間を要し、一時的に圃場に残ってしまうと、こういった課題も出たわけでありませう。

また、生ごみの堆肥化の市民の周知につきましては、毎年開催しているごみ減量化懇談会の出席者の方にはおおむね理解されていると考えておりますけれども、広く市民の方に対して、実態として十分御理解をいただいているか、更には出席されていない市民の方への周知方法、あるいは堆肥化に向けてどの程度理解が得られているのかという課題も出てきたわけでありませう。これらのことを踏まえ、当初の生ごみ、野菜残渣、汚泥、すべて一括した処理を考え直す必要が明らかになりましたことから、いま一度計画を見直しにより再構築し、特に消費者において今、食の安全・安心が求められる中で、より安心・安全な堆肥づくりが必要となりますことから、これらの課題を整理するため、1年ないし2年程度の期間を要することになるということでありませう。これら課題をしっかりと見きわめ、1カ所にまとめて設置することも模索しながら、環境に配慮した施設となるよう、慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（小池浩美君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） このバイオマスの活用、特に士別市は生ごみの堆肥化ということについては相当以前から計画が組まれていたと思ひますし、道内でも相当の地域が、自治体が生ごみに取り組んで、既に実際に堆肥化をして圃場に入れているという、そういう実態がありますが、一番は、今お話があったように、特に問題となっているのは汚泥だと思ひますね。

今、汚泥という話があったと思ひますが、この汚泥についても、これは本当にきちつと内容成分を分析すれば、例えばいろんな重金属が入っているというようなこともあつて、堆肥をつくれれば確実に農業者が利用できるという、そういう状況ではないということもわかるんでありますが、しかし、この1年間、いろんな協議会でも協議されていたらうし、それから、一定の先進地の視察もされていると思ひますが、そういうことで、新たな処理方法というのを

今考えているのか、堆肥化ということについては、まだ、今お話あったようにいろんな課題、問題があるということでありますので、じゃこの方法を変えとか、あるいは道内でやられているメタン回収とか、菌による消滅型とか、あるいは焼却とか、いろんな方法はあるわけでありますが、そういうことは全く考えないで、このまま今の堆肥化という方向で進んでいくのか、その辺をもう一度確認したいと思います。

委員長（小池浩美君） 佐々木農林振興課主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） お答えいたします。

この1年間に、平成17年度から協議会を設置する中で各種事業を展開してまいりました。18年度につきましては、具体的に機械・施設の選定に当たってまいりましたけれども、本年に入ってから、再度先進地の現地調査ということで、19年5月には、道内の33市町村の生ごみを堆肥化している施設なんかにつきまして、アンケート調査を依頼したり、それに基づきまして、伊達方面、ニセコ方面に、実際にその施設を見てきているところでございます。全体の協議会の中では、ここ開催しておりませんが、堆肥化施設のシステムの検討には非常に時間を要しまして、庁内3部署、市民部、建設水道部、経済部と農協も含めまして、幹事会レベルでは十分視察等、随時開催してきたところでございます。この辺の十分方向性を確認しながら、更に取り組んでいきたいというふうに思っております。

それでメタンなどの関係でありますけれども、実際メタンにつきましては、空知方面で3カ所、滝川、砂川方面でやっております。それと、消滅型でいきますと、御存じのとおり朝日の部分を含めました和寒、剣淵も含めて実施しております。それと、炭化につきましては、隣町の名寄市の方でもやっているということでございます。これらにつきましても、私どもの方も、どのような施設があるかということも十分検証してまいりました。

そこで、農地の地力低下というのは、皆さん御存じだと思います。土づくりを課題とする中で、有機物の資材の投入は欠かせないものでありますから、最も簡便な方法の堆肥化が、土地基盤を利用する農業を展開する本市においては最も妥当な手法というふうに考えてございます。このため、活用をする立場になる農業者に対しまして、品質などの十分な説明を今後とも行いますとともに、原料を出す側の市民の方々につきましても、最終的には地元の生産される農産物へと還元されるわけですから、資源循環という考え方の位置づけを、市民全体の合意のもとに実施してまいりたいというふうに思っております。

バイオガスの関係とか、浄化の関係など、さまざまな新しい技術が今開発されてございます。地球温暖化防止の観点からも、これらの堆肥化に当たっても、最新の技術をこれからも十分研究しながら、導入に当たっていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（小池浩美君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 堆肥化という方向は変わりがないというふうにとらえていいかと思うんですが、さきの定例会でお答えになったように、方法として圧縮混合システムというのが出てま



いりました。これはどんなようなくみになって、どんなシステムになっていくのか、その辺についてはどういう仕組みなんでしょうか、これについて。

委員長（小池浩美君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） さきの定例会でも圧縮混合システムということで御説明いたしましたけれども、このシステムにつきましては、まず原料水分が、それぞれ生ごみ、汚泥、野菜残渣とも90%ということで高いため、堆肥化するためには適正水分の55～70%にするように、水分調整剤をそれぞれ加える必要がございます。その後どのように処理するかということで、それぞれ手法が分かれることとなります。

例えば、高温高圧によって減量化する、全体のかさを小さくするシステム、そうすることによってそのものがすべて無菌化になってしまうということで、その後には有機物的なものが残らない、しかし処理コストが高いというようなデメリットもございます。もう一つは、発酵菌を添加して堆肥化するシステム、これにつきましては、常に菌をそこに投入することによって常時培養や混入しながらつくり上げる方法。もう一つは、今まで考えておりました、例えば農協さんで行っておりますめぐみ野土別のスクープ方式による堆肥化、そういう単純な堆肥発酵システムということで、それにつきましては非常に単純で設備投資が低いんですけども、課題としては悪臭の発生があるということがあろうかと思えます。そこで、その悪臭がないような、そのような堆肥化システムがないだろうかということで研究・調査したのもで、圧縮混合システムというものを考えているということでございます。

この圧縮混合というのは、現在検討しているこのシステムというのは、機械的に圧縮、水分調整剤と原料をそれぞれまぜ合わせまして、それを機械の中に押し込んで、そうすることによって摩擦熱によって10分間程度の短時間で50度に達するというようなシステムでございます。そのことによって、高温化でもってそのままスクープ式の方に置いたとしても十分発酵が進んで、トータル的に、例えば2～3カ月かかるものが25日程度でもって十分堆肥化すると、そういうようなシステムでございます。冬期間の原料の温度が、例えば集めてきた生ごみが凍っていたといった場合でも、それらを一緒に混和することによってそのまま熱が発するという事ですので、寒い地域でも十分活用が可能ということでございます。道内での実績はございませんけれども、本州の東北方面で導入実績が多くございます。近年は、神奈川県や青森市で、このシステムによって生ごみの堆肥化を実施しているということで、効率的に行っているということでございます。

ただ、今後、有機資材である堆肥の利用目的に合致して、作業上、環境対策上、設備投資の効果の観点から、今のようなスクープ式の堆積型の堆肥化施設でありながら、悪臭発生を極力防止したシステムとして今後可能かどうか、また、それに投入するがための生分解性の袋で集めたものを破袋しなくちゃいけない、袋を破かなければいけないというような、そういう装置も必要となってきますので、その辺の高性能な破袋機の検討もしながら、今後検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（小池浩美君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 今お示しあった圧縮混合システムとうこの手法なんですが、私たちも今年、滝川、砂川の処理施設を見学してまいりました。一番大きな課題になっているのは、両市とも、やっぱり地域のバイオマスを利用した堆肥化ということで当初は進んでいたんですね。ところが、どうしてもその中に、特に汚泥に含まれているんでしょう、重金属のカドミウムとか水銀とか亜鉛とか、そういうものの処理が十分にやっぱりできないと、その重金属の量を減らすことができないということで、結局堆肥化ということではなくて、メタン回収の方法にいったというふうに理解をしているわけですが、この圧縮混合システムを採用することによって、そういう重金属を除去することというのが可能になるのかということについてはいかがでしょうか。

委員長（小池浩美君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） まず、汚泥、重金属が含まれているものでいきますと、一番多いのが豚ふんとか、それとか汚泥とか、その分についての堆肥について、重金属が多いということでございます。もしもそれをそのまま、例えば一緒に堆肥化するよということになって、3つのものを一緒くたにしたとするならば、その堆肥の中に十分そのまま残ったまま排出されるということになります。その中で消滅するということではございません。

それで、今おっしゃいましたとおり、昭和59年に環境省から、農地保全のための基準として、農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準というものが定められております。これは、土壌の中に蓄積されやすい、測定が容易な、作物には亜鉛というものは特に悪影響はないんですけれども、有機性廃棄物の施用の歯どめということで、亜鉛の量を必ず測定し、それが土壌の中に十分蓄積されないように注意しなさいという基準が定められてございます。基準値といたしまして、乾燥した土壌1キロに亜鉛120ミリグラム、120ppmを限度としなさいということになってございます。現在実施しております汚泥の堆肥の施用に当たりまして、散布圃場の土壌分析を必ず実施しながら、この120ppmに達していないことを確認しながら施用を行っているという実態がでございます。

先ほど言いましたとおり、一般的には牛ふん堆肥そのものの亜鉛濃度、牛ふんの堆肥、それでいけば、250ppmというふうにも言われております。豚ふんであれば630ppm、下水汚泥であれば548ppmということで、このようなデータも示されてございます。今回、3つのものを一緒くたにするよということになりますと、堆肥の原料と、あと水分調整剤も含まれますので、それらの混合により、亜鉛濃度は大幅に低下するということは明らかでございますので、これから実際に混合割合に応じて試験データも確認しながら慎重にとり進めていく必要があるというふうに思っております。必ず土壌の中には、何年に何キロ投入したらその部分がこれだけ増えるというのは、おのずと計算上でも出てきますので、その辺も十分注意していきたいというふうに思っております。

それと、滝川、砂川、先ほど言いました3地区で異なるシステムでございますけれども、発電方式ということで、バイオガスのプラント事業として取り組まれております。平成17年にも、本市において担当者が視察研修も実施してございます。中空知のバイオガスのプラントでは、堆肥化しても農家の利用など、処理ができなかったらどうするかというような、そういう課題があったというふうに聞いてございます。その関係で、バイオガスの地域として全体的に取り組んだというふうに聞いてございます。

私も、実際滝川市の担当者にも、どうして堆肥化に取り組まなかったんですかといった場合には、そのような回答がありましたし、私の方で例えば、こういう私、地区としては堆肥化を進めたいんですけれども、農水省はどうでしょうかといった場合には、それは地区に応じた堆肥が必要であるならば堆肥化に取り組むべきではないでしょうかというようなアドバイスもいただいております。そのようなことで、これからも農地還元について取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（小池浩美君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 堆肥化という方向で、これからも時間をかけて研究していくということで理解をいたします。

最後に、このことについて最後になるんですが、いろんなバイオマスの資源として何点か考えられているんですが、その中で資源を回収する手段として、私は今一番大事なのは、その中にある稲わらの回収がありました、当初。ほかの資源というのは割と機械的に回収ができるんでありますが、資源として活用できるんでありますが、特に稲わらについては、なかなか回収がしづらいという部分があります。今、ほとんど稲わらは、収穫後焼却をしたりする人もいるし、あるいは自分で堆肥にする人もいるんですが、焼却することによって環境や何かにも非常にいろんな課題も出てまいりますし、市民からも評判が極めて悪いということでして、そういう中なんです、そういうことを防ぐためにも、ぜひ稲わらの収集というのは大事だなと思っているんです。

ところが、現実に収集がうまく進んでいくかということ、今なかなかそれが作業が進まない。稲わらを回収する機械も、今、特に農業者が持っているわけでもありませんし、非常に高いものであります。しかし、相当性能がよくなっておりますから、更にまた圃場も、中山間や暗渠排水の工事で水はけもよくなったということで、比較的そういう機械があれば、例えばローラーのようなものがあれば、割と回収がしやすくなって、稲わらを焼かなくても済む面積が多くなっていくということで、そういう堆肥化とあわせて、資源を回収するためのこういう機械の導入ということも、この事業の中では、バイオマスの環づくり交付金のような、その中でそういうことができないのかどうかお聞きしたいと思います。

委員長（小池浩美君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） 稲わらの利用ということでございます。稲わらの利用につき

ましては、例えばもみ殻とか稲わらとか、地域に賦存するものがどれだけあるのかというようなことは、毎年道の方で調査されており、私の方でも報告している実態でございます。利用でいきますと、実態でございますが、きょうの新聞でも、道新の方でもありましたけれども、我が士別市におきましては、稲わらの利活用については6割が、大部分春の土壌すき込みということと、2割が堆肥化、それとあと2割、約3,000トンが焼却というふうになっているというふうに報告がなされております。

ですから、今、例えば稲わらをそのまま回収して、生ゴミ用で野菜残渣に使うということになると、1,700トン程度の部分があれば、水分13%というふうに計算しておりますけれども、それを回収すれば水分調整剤で間に合うということでございますが、面積にすると約350町程度ということですので、そこにロールベラーを入れて、そこで回収して、しっかりと春でも秋でもとれればいいんですけれども、ただ、御存じのとおり、旭川方面もしくは空知方面でいきますと、天候に恵まれて夏場の稲刈りシーズンも十分終わった後まだ天気がよくて作業も可能なんですけれども、なかなかこちらの方につきましては雨がすぐ当たったりということもございます。春先になりますと、またレーキで集めてそれをまたロールで縛るということになりますと、春作業が非常に押し迫った中で、果たしてその作業ができるかどうか、例えば集団でできるかどうかも含めまして、これからも検討したいと思っておりますけれども。

以前にも士別市内でロールベラーを堆肥盤の方と一緒に、マニユアスプレッターとともに導入したという経過もございますので、これから、また今考えております稲わらではなくてもみ殻も、今、水分調整剤ということで実際燃やされている方もございますので、それらも回収する方法も考えまして、資源の循環というようなことで考えていきたいと思っております。

それと、先ほど言いました、この事業の中で取り組めないかどうかということでございますけれども、これらの一体的な、附帯的な機械ですよということであれば可能だと思いますけれども、その辺、またこれから事業サイドと確認しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（小池浩美君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） それでは、いろいろな課題があって、1年間いろんな協議をした結果、研究した結果、もう少し時間をかけてということであろうかと思いますが、ぜひ、多少時間がかかってもいい堆肥ができるようにひとつより一層研究をしていただき、早期にやっていただくような、その辺の見通しというのはまだないですか、いつごろ。

委員長（小池浩美君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君） 今御説明したとおり、新たな課題が生じてきたということもありません、1～2年の期間を要するということでもありますけれども、私どもとしては、やっぱり有機質の施用が全体的に少ないということは重々わかっておりますので、委員お話のとおり、早急にやりたいという考えはありますけれども、総合計画の前期対策の5年間のうちのどこかで、

今言った課題がすべて整理された段階においては、早急に着手をしてまいりたいという考えでございます。

委員長（小池浩美君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次は、農地の集積と農業に企業の参入についてお伺いしたいと思います。

最初に、今御承知のように担い手が不足しているし、あるいはまた高齢化で非常にもう今の担い手だけでももういっぱいだと、これ以上面積はもう増やすことはできんぞというような、そういう状況に、そういう方が増えてきているんでありますが、今日、農地の移動がどのような状況で今進んでいるのか、多分農地保有合理化事業によって、北海道農業開発公社を通じて売買とか貸し付けとかというような、そんな方向だと思うんですが、最近の傾向としてどのような権利移動、集積の傾向、どんなような傾向になっているか最初にお伺いしたいと思います。

委員長（小池浩美君） 伊藤農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（伊藤 暁君） 集積の関係でございますので、私の方からお答えをさせていただきます。

農地の権利移動の関係でございますが、権利移動につきましては、大きく農地法と農業基盤強化法の2通りがございます。今現在、土別市では農地法の移動もあるんでありますが、これについては経営移譲、親から子供への使用貸借がほとんどでありますので、平成16年から3年間の基盤強化法による取り扱い件数についてお答えをさせていただきます。

平成16年でございますが、所有権移転につきましては76件、388ヘクタール、利用権設定が84件、396ヘクタール、合計160件の784ヘクタールでございます。17年につきましては、所有権移転が86件、413ヘクタール、利用権設定につきましては75件、492ヘクタール、合計161件の905ヘクタールでございます。平成18年、所有権移転96件、434ヘクタール、利用権設定142件、917ヘクタール、合計238件、1,351ヘクタールとなっております。平成18年は、若干件数、面積とも多いんでありますが、これにつきましては、品目横断的経営安定対策に対応するために若干増えたということだというふうに思います。

以上です。

委員長（小池浩美君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） そういう方向で権利移動はなされて、相当な量、面積になっているかなと思っています。

今、現場では、私たちが見る、そういうふうに関発公社を通じてうまく農地が移動しているのがほとんどだというふうに思うんですが、しかし、売り渡し、もう私はもう農業をやめたい、もうとても高齢なんだけれどもということ、一番先に農協に相談に行くんですね。ところが、要するにそういう農地が優良農地であればスムーズに農地の売買あるいは貸し付けもできるんでしょうが、そうでない農地についてはなかなか買い手や借り手がつかないというのが今の状

況だと思っんですね。更に、その場合も、開発公社を通じるということは、相手がいて、私が売りたいという場合に、だれかが買いますよ、借りますよという、そういうケースでないと、開発公社は動かないんですね。

ですから、そこまで、そういう相手が見つければ問題ないんですが、もう農協段階で相手が見つからない場合はどうしようもないですよというケースが、今でも何戸かはあるように私は見えていますし、これからもそういうようなケースが出てくるんですね。こうなってくると、農地はほとんど動かないと。結局高齢になってきて、高齢になれば耕作を放棄しなきゃならんとか、あるいは作付をしない無作付になってしまいますよね。こういう状況という場合、どんなふうに、この面積というのは、農業委員会というか、市ではちょっとわからない部分なのかなと思っんですが、こういうケースが出てくるんですね、これから、と思っんです。

現場ではそういう状況を持ちながら、中山間事業とか、あるいは今、今年から実施している農地・水・環境保全向上対策も、一番その中で求められているのは、農業者みんなでそういう耕作放棄地をなくすですよと、もし発生すれば、保全管理ぐらいはみんなでやりましょうという、そういう目的で、今この2つの事業も進んでいるんですが、こういう農地に対して、どの程度市の方では実態を把握しているというか、いろんな対策は講じないと今のままではもうどんどんそういう放棄地が増えていくというふうに予想されるんですが、それについては、対策、何か考えているのがあるのかどうか。

委員長（小池浩美君） 伊藤事務局長。

農業委員会事務局長（伊藤 暁君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、私どもとすれば、毎年離農なり転職なりで、多くのあっせんの案件が出てまいりまして、農業委員さん、あるいは各関係機関と協議をしながら全件処理をしているつもりであります。お話がありましたように、地域の中で受け手がなくてあっせんの申し出もできないんだというような実態については、残念ながら農業委員会の方で把握しておりませんで、その関係について、早急に関係機関とも協議をしながら対応を検討していきたいというふうに考えております。

お話にありました耕作放棄地の関係等々についても、実は土別市の中で正確に耕作放棄地を調査したということは、今まで余りなかったんでありますが、本年から農林水産省も、耕作放棄地の適正管理実証化事業ということで全国的にやろうということになりまして、農業委員会も今年の8月から10月にかけて、市内全圏調査をさせていただきました。その中で確認できたのが、57.1ヘクタール耕作放棄地という状況になっております。これらの関係については、農業委員さんが日常活動の中で指導をしているわけですが、なかなかいろんな状況があっけて解消されないというのもありまして、今後とも、地権者の方と利用計画等について十分相談をしながら、あわせて、今後、耕作放棄地が発生しないように、また幾らかでも解消するように、指導を強化していきたいというふうに考えているところであります。

委員長（小池浩美君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） ぜひ、実態を、本当はもっと正確に、正確にというか把握していただいて、状況に合った対策をとるべきだと思っています。私は、土別、特に農業団体、農業にかかわる団体としては、農協JAもそうですし、土地改良区もそうですし、それから農業委員会、市も、いろんな農業団体がきちっと、今これから予想される大事な資源を荒れさせないために、やっぱり団体が情報を交流し合って、共有し合って、今、土別市の農業者がどんな悩みを持ちながら、そして新しい農業展開をどんなふうな方向で考えているのかということについて、しっかり連携し合って、ぜひ情報を共有し流してもらえればなというふうに思っています。

加えて、もう一つ、土別市も、担い手やあるいは新規参入者に対しては、いろんな支援措置を講じていますよね。たくさんの支援措置があるんですが、今年、18年度の決算を見ても、約200万円ぐらいの不用額が出ている項目もありました。これはどういう理由かはわからないんですが、私は、もっと新規参入者やあるいは担い手に元気をつけるために、面積を拡大したいという方に対して、もっと農地情報というものを出すべきじゃないかと。例えば価格とか、あるいは貸したい場合は小作料とか、貸与期間とか、あるいはだれにというようなところまでいくかどうかわかりませんが、そういう農地の情報をもっともっと開示して、ここにこういう農地があるのかということが、農業者やあるいは新規参入者がわかって、そして少しでも限られた土別の資源を有効に使っていく、そんな方法として農地情報というのを出すことというのはできないものでしょうか。

委員長（小池浩美君） 伊藤事務局長。

農業委員会事務局長（伊藤 暁君） 前段にありました農業関係の情報をお互いに持ち合う、そして農業者に提供していくという部分については、私どもも僭越ではありますが、ぜひ、今までやってきておりますが、これからも努めていきたいというふうに思っております。

農地の関係の情報でございますが、農業委員会は各関係機関との協議、あるいは農業者の意向調査を3年ごとにやっております、出し手の情報、受け手の情報、農地の移動情報については把握をしております。担い手だとか新規就農者が相談に見えた場合については、適切に対応をしているつもりではありますが、これを公開するとなりますと、個人財産なり、個人情報の関係がありますので、標準小作料幾らだとか、そういう部分については公表できますが、この人の土地がいつごろ出そうだとか、値段は幾らだとかということを含めては、公開する考えは持っておりません。

委員長（小池浩美君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） そういう個人の情報というところもありますが、現場だと、ちょっとそういうのがあればいいなというものもあるということをお理解願えればと思います。

次に、もう一つ、個人の農業ではなくて、農業生産法人が今進出してきていますね。これは一般企業ではなくて農業者が必ずそこにも入っているということですので、それはいいんですが、いろいろ本当におもしろくユニークな取り組みをされているケースも、市内でも出てまいりますし、それから隣の風連でもそうですし、いろんな今、農業生産法人が頑張る、活躍す

るというような、そういう状況が見えてまいりました。本市においては、こういう農業生産法人が、企業名は、その名称はいいんですが、相当役割としては大きなものが今後期待できるのではないかなという気がするんですが、その辺、今、どんなような方向に、生産額までいいんでしょうが、どんなような方向を目指している農業生産法人なのか、わかれば教えていただきたいと思います。

委員長（小池浩美君） 伊藤事務局長。

農業委員会事務局長（伊藤 暁君） 農業生産法人の状況についてお答えをいたします。

土別には、ただいま農事組合法人11、有限会社10社、株式会社6社の27の農業法人がありますが、いずれも農業生産法人でありまして、一般企業の参入ということではございません。農業生産法人についてお話をいたしますが、農業生産法人については、1つは事業目的が農業経営と農業に関連する事業に限定をされるというのが1点です。もう1点は、その法人の役員または構成員の半数以上が農業者であること、かつ年間60日以上農業に従事することという条件がついておりまして、この条件をクリアした農業生産法人が27法人あるということでございます。

言われております土別において、企業の役員が人的あるいは資金的に関与をしている農業生産法人は3社ございます。農業委員会とすれば、この生産法人についても一農業者と同じ扱いでありますので、農地のあっせん、あるいは資金の関係、事業計画について、道と相談をしながら対応をしているところでございます。まだこれらの3法人については設立間もない状況でございます。現実的に今は農産物の生産と販売ということで行っておりますが、事業計画の中では、農産物の加工、あるいは観光農園的な展開という部分も計画をしておりますので、ぜひこれらの法人がそれぞれの持っている能力を最大限発揮していただいて、土別の新しい農業の流れをつくっていただきたいなというふうに期待をしているところでございます。

委員長（小池浩美君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 私の地域も、近くには土別農園とかというものも、本当に存在としては極めて重要な地域では役割を果たしているということもありますし、ぜひその辺についても、やっぱり土別のこれからの農業を展開していく上では、農業生産法人を育成するということは極めて大事でないかなというふうに思うんです。

次に、今日、担い手不足、高齢者によって、繰り返すようではありますが、農地が今の農業者だけでは守りきれないという、そういう実態はお話ししました。一方、国も、今、経済財政諮問会議でも話題になっているように、農地政策の見直しを今求めてきているんです。これはもう報道されているんですが、その中で言われているのは、農地の移動、これを規制緩和して、多様な人たちによって農業をやらせよう、農業参入をやらせよう、要するに今の地域の耕作放棄地や、あるいは農業の活性化のために役立つのではないかとということで、農地の移動も、一般企業に対してももっと規制緩和をして、どうぞ企業の皆さんも農業やりませんかというふうな方向で今検討されているようなんです。



私は、これについてはいささか疑問を持ちながら、農業というのは、やっぱり今やられている農業者、特にその中でも所有権の移転なんていうことについては、なかなかそういう一般企業の皆さんに自由に与えるということは、私は賛成できないんですが、とにかく所有権については一般企業には認めない、しかし今、流れとしては、そんなこと言っても、どんどん、今の農業者だけで今の農地守れるかというようなことになってくると、ある面では企業の皆さんにも、所有権移転までなるかどうかわからないけれども、例えば農地を貸すとかということまでいいのでないのという、そういう声も実は出てきているんですね。私は、そういう背景があることについては、農地が余っているという背景はあるんですが、これも本当にどうなのかなという思いを実は持っているんですね。だけれども、そういうような声が出ているということは現実であるんです。

特に農地を貸すぐらい、企業に貸してもいいだべやという、その辺がだんだん崩しになっていって、最後は企業が好き勝手に農地を買うというような形になっては困るんですが、とりあえずそういう動きが出ていることについて、農業を一番基幹産業とする土別市が、本当にそういうような状況が入ってきていいのかどうか、その辺について、この項目の最後にお伺いしたいと思います。

以上であります。

委員長（小池浩美君） 松川農業委員会会長。

農業委員会会長（松川英一君） 神田壽昭委員の御質問にお答えをいたします。私から、農地法の改正、また企業の農業参入について、その考え方を申し上げます。

農地の規制緩和について、政府の経済財政諮問会議では、農地利用の大幅な規制緩和を打ち出し、農地を一般不動産と同等に扱うのもいいのではないかと、こういった意見も出ております。また、自民党の農地政策検討チームにおいても、農地の所有については規制をしますが、賃貸の規制については大幅に緩和するなど、企業の農業参入に道を開くため、規制改革が行われようとしているところでございます。

土別市農業委員会では、農業の健全な発展を図るためには、農地の権限、権利移動等、転用にかかわる規制は不可欠であり、安易な規制緩和は行わない、特に投機目的の農地取得や無秩序な農地転用を招く危険のある株式会社、一般の農地取得は、今後も絶対に認めないよう、平成20年度の建議で国・道に要請をすることといたしております。企業の農業参入については、これからも農地法に基づく農業生産法人としての要件を満たすように指導し、農業生産法人としての農業参入を進め、一般企業の農業参入については慎重に対応しなければならない、このように考えているところでございます。

以上申し上げて、答弁いたします。

委員長（小池浩美君） 神田委員の総括質問が続いておりますが、昼食を含めて、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 11時55分休憩)

(午後 1時30分再開)

委員長(小池浩美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。佐々木部長。

経済部長(佐々木幸二君) 先ほどの農業の参入の関係で、農業生産法人以外に一般企業の部分があるかどうかというお話がありましたけれども、実は平成17年に、農業経営基盤強化促進法が一部改正になっております。この改正の要旨を申し上げますけれども、端的に言うと、一般企業も農業に参入できる門戸が開かれております。この背景には、神田委員御承知のように、全国で約38万ヘクタールにわたる耕作放棄地がある、この耕作放棄地の解消を図らなければ、農業の活性化がままならないという関係から、国は、平成17年にただいま申し上げました一部法を改正して、特定法人の一部農地への企業参入を認めております。

ただ、先ほど農業委員会の会長さんもお話のとおり、投機的な目的で所有権移転等については、この特定法人については認められておりません。あくまでも使用貸借による賃貸借ですとか、リース事業によるそういう賃借権のみが認められておりまして、更にもう一つは、耕作放棄地にある場所、更には今後おそれのある場所が一定程度、20ヘクタール以上ということ言われておりますけれども、そういう農地が一定程度あった場合については、この特定法人が参入できる法律行為がありまして、ただ単に入ってくるだけではなくて、本市の持っている基本構想をしっかりと変更しなければなりません。それは、知事の同意も要りますけれども、こういう農地がただいま耕作放棄地としてあると、そこに新たな企業が参入して農地の活性化を図るんだというしっかりとした営農計画を、市が認めて知事に申請をして、知事の同意を得て初めて特定法人というのが一般企業として入ってこられるという道が、ただいまもうできておりますので、参考までに報告をいたします。

(「わかりました」の声あり)

委員長(小池浩美君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) それでは、午前に引き続いて質問させていただきたいと思います。

次に、空き教員住宅の今後についてお伺いしたいと思います。

今年3月に、実は私たちの地域で土別以外から転入する方がおりまして、その方が子供、新1年生、今年から入る1年生2人と、それから今年の3月から土別の高校に入りたいという、そういう方が多寄に転勤になってきました。住むところが欲しいんだけどということなものですから、じゃどこに住むか、公営住宅もそんなに立派なところといいましようか、家族が5人ですからちょっと難しいなと思っていいろいろ探したんですが、結局希望する住宅が多寄になかったんですね。なくて、結果的に、いろいろ役所の皆さんとも相談した結果、多寄出張所の横にある元教員住宅でありましたが、消防の関係者も入ったりしていた、そして現在は神代神楽の保存館として使われているところがあって、そのところを見ると、住宅、結構中も水

洗になっておりましたし、これならいいのではないかとということで本人に見てもらって、ここはいいねということで、実はいろんな皆さんの協力を得て、その方が今そこに住むようになりました。

そんなことで、実はその前に多寄の教員住宅1軒、空き教員住宅があったんです。これも、何とか、こここのところ遊んでいるのなら使わすべきでないのということで、教育委員会にもお話をさせてもらったんですが、なかなか方法が見つからなかったという、そんな経験をしたものですから、これにかかわって、少し質問させていただきたいと思います。

今、土別市内には教員住宅というものは、いろんな地域に学校があればその周辺にあると思うんですが、実際使われていない教員住宅というのはどの程度実態としてあるのか、そして、使われない理由というのはどの辺にあるのか、まずお伺いしたいと思います。

委員長（小池浩美君） 金学校教育課主幹。

学校教育課主幹（金 章君） ただいまの教職員住宅数の関係でありますけれども、まず土別市には、教職員住宅が140戸保有しており、そのうち入居されていない、いわゆる空き住宅となっておりますのは、現在、11月現在でありますけれども、27戸あります。そこで、先ほど使われていない理由等についてお話がありましたけれども、今年度、病欠や産休、育児休業等によりまして、19名の先生がその代替として勤務されております。空き住宅につきましては、こうした先生が年度途中で入居されるという場合もあります。

しかし、空き住宅のほとんどが、昭和40年代以前に建築された住宅でありまして、老朽化が進み、特に若い教職員に敬遠されがちでありまして、更に、市内中央部においてはアパートやマンションが充実していることから、そちらに入居することも多い状況にあります。また、毎年行われております人事異動では、教職員の家族構成や家庭の事情といった形の中で、入居状況にかなりの変動がありまして、また、先ほど申し上げましたとおり、年度途中での代替教職員の入居への対応もありまして、一定程度保有する必要があるかというふうに考えております。

以上です。

委員長（小池浩美君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 一定のストックが必要なのかなというようには思うんですが、子供たちの数が減っている状況、それから当然学級数も減ってまいりますと教員の数も、それに比例するわけではないんでしょうが一定の減が、少なくなってきた、住宅というのはあいていくんじゃないかなと思うんですね。そういう理由である一定の量は確保しなきゃならないと思うんですが、今あいている住宅の管理とか、それから、このまま使われないで放置しておく、放置しっ放しでいいのか、ちょっともったいないような気もするんだけれども、その辺はどんなふうにとらえているんでしょうか。

委員長（小池浩美君） 金主幹。

学校教育課主幹（金 章君） 先ほど申し上げましたけれども、空き住宅があるということで、そのあいている住宅の間に、全部は無理でございますけれども、入居が見込まれております住

宅については、室内の塗装や、あるいは畳の表がえ等、修繕を加えているところであります。また、人事異動等により土別に転入される際には、できるだけ入居してもらえようをお願いしておりますが、先ほども申し上げましたとおり、古い住宅が多いことから難しい面も多々ありますが、今後においても入居の促進に努力してまいりたいというふうに考えております。

もう1点でありますけれども、教職員住宅の建築過程でありますけれども、大きく分けて2つの事業で今日建築されているわけであります。1つは、公立学校共済によりまして共済住宅事業で、これら共済組合資金によりまして建築したものの、これは償還が終わりますと、市への所有権が移転され、その財産の処分方法については縛りが少ない状況であります。国庫補助事業等による、いわゆる僻地教員宿舍等の事業によりまして建築した住宅につきましては、例えば、木造住宅であれば24年の耐用年数が過ぎないと財産処分に制限がございまして、補助金の返還等が生じることから、他の目的に、いわゆる教職員住宅以外に転用するという事はなかなか難しい状況にある、そういった状況であります。

以上です。

委員長（小池浩美君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） そういうようないろんな理由が、目的があつての補助金で建てたというふうに思うんですが、私たちから見れば、そういうことは当然あるのかもしれませんが、市民から見れば、あそこに住宅、あるよねと。あの住宅、こんな困っている人いるのに開放すべきでないのかということの声というのは結構あるんですよね。だから、例えばそういう補助金が入っているから使われないだとすれば、そういうものは償還をするなり、何らかのやっぱり、教員が増えていくという状況は今見込まれないというふうに、私たちの地域としては思えるんですよね。だから、その辺をもっと前向きに、せっかくある資源を、そういうことだからだめなんだということではなくて、何か取り組める方法というのはあるではないかというふうに思うんですが、その辺はどうお考えですか。

委員長（小池浩美君） 辻教育部次長。

教育部次長（辻 正信君） お答えいたします。

先ほど、多寄地区に限っての、前段お話がございましたけれども、多寄市街地の住宅につきましては、12戸の教員住宅を有しておりまして、そのうち住宅1戸があいております。18年度については全戸入居という状態がございまして、期限付きの教師の対応から、今後とも保有する必要がありまして、普通財産への所管がえというのは難しい状態というふうにとらえておったところでございます。

それから、ただいまの御質問でございますが、毎年教職員の異動によりまして、空き教員住宅の数も変動があるわけがございまして、現在は27戸ということで、今後も増加することも十分予想をされるところでございます。先ほどもお答え申し上げましたが、国庫補助金等を導入して建築し、その耐用年数を過ぎていない住宅につきましては財産処分の制限があることから、それまでは教職員住宅として利用する計画であります。しかし、その他の住宅につきましては、

今後の教職員の数の推移等を考慮し、中には昭和30年代に建てられたものだとか、40年代の住宅も数多くありますことから、このまま保有しておくのがよいのか、また、本市の規模から教員の住宅数が適正なのか、教育委員会の中でもう少し検討させていただきまして、将来を見据えて利活用されていない住宅については、用途廃止も含めて検討していきたいというふうに考えておりますし、また、地域の住宅事情を考慮して、開放できる条件が整えば活用していただくなど、普通財産への所管がえも含めまして、財政課ともよく協議をしてみたいと、このように考えております。

以上です。

委員長（小池浩美君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） そういうふうにお答えが今あったわけですが、声としては、住宅があるのにやっぱりまだそういうような理由でできないということなんだろうが、とにかく、一般財産として転用できるものがあるのであれば、やっぱりこういう住宅に不足している地域に対しては、そういうことをもっと積極的に取り組むべきでないかというふうに思うんです。ひとつ今後十分その辺、関係する方と相談されて、学級減に伴ってこういう事情ができたということと、それから将来を見据えると教員が増えるという見込みはないということについては、積極的に学校を一つの市民に開放するというか、そういう形でぜひ取り組んでいただければというふうに思っています。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員長（小池浩美君） 池田 亨委員。

委員（池田 亨君） それでは、ただいまから総括質疑をさせていただきます。5項目通告していますけれども、多少順番を変えまして質問をさせていただきますと思います。

最初に、生涯学習情報センターいぶぎについて、考え方をお聞かせいただきたいと思います。この関係につきましては、9月の第3回定例会の一般質問で多少取り上げさせていただきました。このときにいろいろ考え方もお聞きしたんですけれども、一般質問の中ではなかなか納得できる、そういう結論は出ないだろうということで、直近のこういった特別委員会で議論をさせていただくということで締めた経過がございます。再質問のときに、最終的な答弁としていただいたのは、高校生などの具体的な話を聞きながら、今後ともどうするか検討させていただきたいと、こういう言葉で締められたわけでありまして。その後どのように検討されたのか、その検討の中身をお聞かせいただきたいと思います。

委員長（小池浩美君） 青山生涯学習課主幹。

生涯学習課主幹（青山博久君） それでは、第3回定例会後の検討状況について御説明をいたします。

定例会において御指摘後、利用率、稼働率について、利用状況を分析するために、おおむね午前、午後、夜間に区分した3区分方式と、開館中の総時間数と利用時間数の比較、利用総時間に対する午前、午後、夜間の3区分の比率を出すことにより、音楽スタジオの稼働率等を算

出いたし、また、利用団体の状況、一般個人、高校生等の利用実態を詳細に再度分析を試みましたので報告をさせていただきます。

これによりますと、稼働率については、夜間の稼働率が平成18年度で54.6%となっており、次いで午後の稼働率が23.4%、午前の稼働率が4.7%となっております。また、開館総時間に対する利用時間の割合では16.7%の利用となっており、3区分における利用総時間数に対する利用時間数の比率では、夜間が73.4%、午後が22.4%、午前が4.2%となっております。また、土日と平日の利用比率を見ますと、利用時間、総時間に対し、平日が61.5%、土日が38.5%となっており、平日が4日間ですので、土日の使用が多いということがわかります。

更に、利用団体の状況につきましては、ほぼ定期的に利用する登録団体、一般の団体が5団体、不定期に利用する団体が6団体、その他が個人利用となっております。中高生がバンド練習をする時期は、7月の学校祭に向けた5月、6月、7月が最も多いと思われませんが、月別利用状況においてもこれらの月が突出して利用が多いということではありませんので、長期的、連続的な使用は別といたしまして、利用することは十分可能であると判断をいたしております。

これらのことから、音楽スタジオは、夜間を中心に利用されておりますが、高校生が利用する場合、平日であれば放課後から、土日であれば日中を中心に使用していただければ、十分に利用が可能と思われますので、他の団体、個人と同様に、音楽スタジオの使用状況を確認して、事前申し込みや使用上などの決まりを守っていただいた上で、大いに利用していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） ただいまの答弁で、スペース的には利用可能な状況にあるんだというふうにお答えいただいたのではないかなと、こう思います。それで、条例だとか、それから施行規則だとか、それから取扱要綱、こういったのを見ますと、料金減免を受けられる登録団体になる、その要件を満たすことはかなり難しい状況にあるだろうと、こう思います。それともう一つは、私はやっぱり高校生、後でお聞きしますと中学生なども、住宅地の車庫などを借りて練習をしているという状況も実は知らされました。そうしますと、中学生、高校生になりますと、この料金について負担することは、その家庭にもよるでしょうけれども、負担できる場合とできない場合というような、そういったケースが出てくると思います。これは中高生の校外における活動の場を保障する、それから青少年の健全育成を助長するような、そういう考え方に立って、条例では1点料金の縛りがあるわけでありましてけれども、何か方法があるのかなのか、その考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

委員長（小池浩美君） 青山主幹。

生涯学習課主幹（青山博久君） 生涯学習情報センターに類似する市民文化センター、サンライズホール等の社会教育施設におきましても、高校生、中学生の利用は可能としながら、団体の使用については登録団体の認定を受けること以外に使用料の免除・減免を条例規則で定めてい

る施設はございませんが、情報センターの音楽スタジオに関しましては、子供たちにも大いに利用してほしいという観点から、管理運営事務取扱要綱におきまして、小・中学校、高等学校等が利用する際には、学校行事並びに部活動として利用する場合は使用料を免除するというふうに定めております。また、音楽スタジオの利用に際しては、条例で定めております部屋の使用料と冷暖房料のほかに、規定で定めております備品の使用料がかかるわけですが、高校生以下の使用については、備品の使用料は5割減額するということになっております。

こうしたことから、免除・減免については、既に実施しているところでございます。また、無料化につきましては、青少年の活動の場を提供することは必要であるという認識はいたしておりますけれども、中高校生であろうとも、音楽スタジオの使用には使用料等を負担することにより、自分たちの使う機器・資材を大切に扱い、公共の場所をみんなで気持ちよく使うといった教育上の効果が期待されますので、慎重に取り扱うべき事項であるというふうに考えております。したがって、先ほど申し上げましたとおり、無料化・減免の方策は現行の条例・規則・要綱においては難しいものというふうに考えておりますので、委員の質問にございました手だてということになりますと、中高校生を対象とした新たな制度を設けて条例・規則に盛り込む、または条例及び規則の改正により使用料を見直す以外にはないというふうに考えているところでございます。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 条例その他の規則で現状は手だてがないんだという、こういうことでありますけれども、後段で言われました青少年の健全育成、それから子供たちにそういった活動の場を与えると、そういった意味で、何らかの措置を講じる必要があるのではないかという趣旨の答弁というふうに承ったわけですが、そういう受けとめ方でよろしゅうございませうか。

委員長（小池浩美君） 那須生涯学習課長。

生涯学習課長（那須政士君） 私の方から御答弁申し上げます。

中学生及び高校生に対する使用料の免除・無料化につきましては、現行の制度では非常に難しい面もございますが、中高生の利用をよりしやすくするための対策といたしまして、新たな制度を設置すること、あるいは金銭的な負担を軽くして利用しやすい条件整備をするために料金の見直しをするということであれば、当初の料金設定は、各室の面積に応じまして市民文化センターの料金を基準に算出したところではございますが、オープン以来4年を経過したということ、あるいは9月議会におきまして委員の方から料金が高いので使えないという高校生のお話もございましたので、他市の類似施設の状況、あるいは民間の音楽スタジオの使用料金システム等々を参考にしながら、諮問機関になっております社会教育委員の会議及び関係部局とも協議をいたしながら、使用料の見直しについて検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 今答弁いただきましたけれども、やはり現実の問題として、あそこに非常にいい、立派な施設がある、しかも名称も生涯学習情報センター、そしてこの生涯教育というのは、幼児から高齢者まで非常に幅広い層を対象として、とにかく型にはまらない形で学習するのが生涯学習の考え方だ、そういう考え方に立つならば、やはりこういった、今、私はたまたま高校生のバンドの話でこの議論に入らせていただいたわけでありましてけれども、あの立派な施設を市民が本当に利用しやすいような形で市民に提供できる、そういうような制度の改正もぜひ実現をして、子供たちにいい環境を与えていただきたい、そう思います。最後にこの制度の見直しについても言及されておりましたから、それはなさるといふふうに受けとめておいてよろしゅうございますか。

委員長（小池浩美君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君） 私からお答えを申し上げたいと、こう思います。

今、那須課長の方から、使用料の見直しを検討したいというお話をさせていただきましたけれども、私どもといたしましても、中学校、高校の生徒のスタジオの料金の関係につきましても、既に備品関係については減免をさせていただいておりますので、同じような形の中で、一般の人方と中高の方の料金が同じだという部分については、若干、当然その、委員さんが言われるような形の中では、どうかなという部分もあるわけでございます。そういう部分を含めて、今後できるだけ検討しながら料金を見直しを図ってまいりたいと、こう考えているところでございます。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） ぜひ、土別の将来を担う子供たちのためによりよい環境を提供すると、ということで御尽力をいただきたいと思っております。

次に、労働統計について、若干御質問をさせていただきたいと思っております。

実は先般の田宮議員の質問の中にも多少触れられておりましたけれども、有職の単身者の方の生活実態なんか非常に厳しいと、こういう状況にあることを申されておりました。私もこの労働統計、今の統計の考え方ではこれ以上どうにもならないんだろうなという、そういうような思いを持ちながら、今、民間労働者の賃金が非常に低い状況にあるのも、実は新聞報道等で拝見させていただいております。

端的に例を申し上げますと、9月28日に朝日新聞で、国税庁が民間の給与実態統計調査をしたと。その中で顕著に出てきたのは、年収200万円以下の方が非常に多くなってきている。もちろん、1,000万円を超える方も増えてきております。そういう統計であります。私は、土別の労働統計調査も拝見させていただいて、こちら辺のところは大体同じような傾向が出ているんだろうな、そういうふうに思うんでありますけれども、やはりどうもこちら辺の現役世代といえますか、職を持って、そして子育てをしながら民間の事業所で頑張っている方の賃金水準というのは、本当にこれで果たして憲法で保障されている最低限度の保障を得ているのか、そういうことでいささか疑問を持ったわけでありまして。



今年の8月9日の北海道新聞を今見ているんですけども、これは最低賃金のことについて触れているわけでありまして、見出しだけを申し上げますと、道内9ないし10円、生活保護費との逆転解消せずという見出しで報じられております。土別がこのとおりだというふうには、私は申し上げるつもりはないんですけども、今、土別の賃金実態がどうなのかということが非常に気になっているわけです。

土別の労働統計で言いますと、16年度と18年度の調査を比較してみますと、18年度でトータルで30歳の方の平均月額、16年に比べて4,985円の減少になっているわけです。それから産業別で言いますと、建設業などもやはり同じように下がってきている、事務系も下がってきている。そういうような状況を見るときに、どうしても生活保護費との逆転現象というのが、果たしてどうなのかなというふうには実は考えるわけです。

道新の記事を見ますと、これは中央最低賃金審議会が出された統計でありますから、土別と必ずしも全部重ならないと思えますけれども、土別の労働統計から見てこの中央最低賃金審議会の統計、それからもう一つは、国税庁が平成18年度の統計を出しておりますけれども、どのようにごらんになりましたか、ごらんになって感じられていることをひとつお聞かせいただきたいと思えます。

委員長（小池浩美君） 織田商工労働観光課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） お答えをいたします。

今、池田委員の、国から出ているそういう統計から、どのように厳しいといったようなことを判断しているかということでございますけれども、そこでも、池田委員お話しのように、近年の長引くそういった景気の低迷と、こういったことを主な要因として、本当によく社会格差ということも言われておりますけれども、雇用も、経済も、いろんな面においてそういった今状況となっているというようなことであると思えます。その中でも、雇用ということに関しては、特に今、企業においても厳しい経営環境下というようなことから、雇用形態も多様化してきておるといふふうに思います。そのようなことで、いわゆる非正規雇用者という、パートタイマーでありますとか、臨時社員とか、そういう方が、いわゆる正規雇用者が減少して、そういう方々が増えてきておるといふようなことで、本当に労働者を取り巻く環境というものは、総じて厳しいというふうには受けとめているところでございます。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） この労働統計、なぜ調査に限界があると申し上げましたかと言うと、事業所から出てくる回答の中では、家族構成までなかなか出てこない。ですから、例えば、30歳の方が、これ18年の調査です、月額17万6,377円で、この賃金で家庭を持って、そして2人の子供さんを養育するとすると、これは相当きついのではないかなと、そんな感じがするんですね。例えば土別の民間賃金の実態を見てみますと、かなりの部分がこういうような状況であるのではないかなという気がするんですね。

もう一つは、今度は季節労働者の統計の関係が、実は北海道新聞に出ていまして、統計書を

見せていただきますと、これは北海道全体ですから、そして大体どれぐらいの方がこの調査の対象になったかわかりませんが、30歳から40歳代の方の答えは生活が大変苦しいと、こういうふうに答えた方が5割を超えているという、そんな計数も出ているわけですね。ですから、これからこの町で若い世帯が家庭を維持して、そして地域を支えていくとするならば、かなり大変な、土別にとって大きな社会問題になってきはしないかと、そんな感じがするんですね。

これは世代ごとにどうなんだということになりますと、個人情報保護の関係があって、なかなかその実態というのはつかみづらいたらうと思いますけれども、何らかの形で実際に土別の市民の生活実態をきちっと把握して、そして、例えば少子化対策を土別市として立てるだとか、それから子育て中のこういった世帯の方の生活支援の施策を、自立していただくとか、そういうことをやはりしていかなければならない、今、状況下にあるのではないかなと、そんな気がするんですね。私はそう思うんですけれども、ひとつ担当としてどのようにお考えになっているか、考え方をお聞かせいただければありがたいと思います。

委員長（小池浩美君） 織田課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） 今、市民の方々の生活実態ということが大変厳しいのではないかとことでありますけれども、私どもの方でも労働実態調査で、今お話もありました調査をしておりますけれども、そうした実態がちょっとわかるような調査には確かになっていないというような状況でございます。

どのように厳しい状況を受けとめておるかということでございますけれども、今お話のように、その労働実態調査からはなかなか年収までというものはわかるような状況にはなっていないんですけれども、確かに月額賃金だとか、そういう調査はしておりますけれども、そういうところで見ても、一部にはやっぱりそういう厳しい企業も経営環境下にあるということで厳しさがうかがえるところはあるわけでございます。そのようなことで、いろいろ今対策のこともお話がありましたけれども、労働者の方々が今後とも安心して暮らすことのできるような、そういう豊かな地域とか、社会づくりということは、今後重要なことであるというふうな受けとめておるところでございます。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 非常に難しい注文もつけているようですけれども、やはりお金と暇をかけてこういった統計ものをつくるわけですから、可能な限り生活実態に迫る、そんな調査になるように、ぜひ尽力をしていただきたいなと、こう思います。非常に難しい課題だということを承知の上で申し上げておきます。

それで1つだけ、具体的にお願いしたいのは、実は配偶者の出産休暇、この制度についてあるかないかというふうな聞いて、その回答を表にして出しているわけですが、配偶者の出産休暇が実際にとられているのかどうかという、その計数が出ていないんですね。ですから、こういったところも、もう少し実態に迫る調査を、可能な限りするようにひとつ御努力をいた

だきたい、そう思うんです。

委員長（小池浩美君） 織田課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） 今、出産休暇の調査の関係ですけれども、これはあるかないかというような調査はいたしておりますけれども、実際にどのくらい企業においてそれを取得しておるかというような中身はありませんので、これについては、実態調査の中で考えてまいりたいというふうに思っておりますし、それから先ほどの生活実態のことについても、他でも申し上げましたように、はっきり年収だとか、そういう従業員の扶養人数といいますが、そういったものがわかるようなことになっていないものですから、これは、今、やっぱりそういった実態を把握することが大事だというふうに思っておりますので、今の労働実態調査の中でちょっと工夫をしていこうかなと。例えば、そういう生活実態がわかるような新たな調査項目、それから今の項目の調査内容を直すというような形をとって、直すといいますが、変えるという、そういう工夫をして、20年度の調査から何とか実施に向けて体制整備を図るようなことで、今後、事業所とも協議をいたしてまいりたいと思っておりますけれども、そのようなことで対応いたしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） ひとつ難しい課題ですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、別な項目に移らせていただきます。

まちづくりの活性化施策について、1～2点、お互いに意見交換をさせていただければなと思ひます。

それでは最初に、18年度の予算執行上どんな事業が展開されて、その主要な事業の結果と評価、これをちょっと簡単でいいですからお聞かせいただきたいと思ひます。

委員長（小池浩美君） 鈴木企画振興室長。

企画振興室長（鈴木久典君） ただいまのまちの活性化施策にかかわっての18年度の事業展開、あるいはその評価ということのお尋ねであります。

地域活性化に向けて、各分野でさまざまな事業が展開されているわけでありましてけれども、本市において、特に旧土別市の部分でいきますと、サフォークランド土別、それから合宿の里、自動車試験研究のまち、それに生涯学習のまち、この4つがまちづくりの大きな柱ということになるかと思ひます。また、今策定しています総合計画におきましては、これに旧朝日町時代の水と緑の里、これを加えまして5つのまちの特性ということで、今、計画を策定している最中でございます。

そこで、平成18年度の事業展開ということでありましてけれども、このまちづくりの柱ということを中心にお答えをさせていただきたいというふうに思ひます。

まず、サフォーク関係では、官民一体の取り組みということで、今推進していますサフォークランド土別プロジェクトというのがございます。この中では、羊の生産体制の強化、あるいは

は高級食材としての活用、それから通年出荷体制の研究、それから地域独自のメニューの開発、あるいは特産品の開発ということに取り組みを行っておりまして、土別の顔づくりの中では大きく成果を上げているというところでございます。

また、合宿の里の関係につきましては、これは合併後の土別・朝日両地域の共通のまちづくりのテーマということでもございまして、これについてはスポーツを中心に年間2万1,000人ほどの入り込みがございました。

それから、自動車等試験研究のまちについては、トヨタ自動車を中心に2万7,000人ほどの入り込みがありまして、経済効果を中心に成果を上げているというふうに思っております。

また、農業についても、国営農地再編整備事業、これらなどの実施によって、地域の特性を生かした農業振興ということで、地域振興に向けたさまざまなプロジェクトが推進されているところだというふうに思っています。

そこで、成果ということですが、なかなか定住人口が増加しないという中で、前の土別市の総合計画でも交流人口の拡大ということが大きなテーマになっておりまして、これについては、地域間交流等も含めて、着実に成果を上げているのではないかとこのように考えております。また、農業を初め、産業の振興につきましても、施策を展開する中で、産業の活性化に一定の成果を上げているというふうにも考えております。今、新しい総合計画を策定中でありまして、新しい土別市の振興発展に、今後もこれらのまちづくりの柱を積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 概略、今答弁いただいたような形で進められておりますし、その成果についても、私どもも同じような評価をさせていただいてよろしいのではないかと、そう思います。こういった交流人口をどう増やしていくか、それから土別の顔であるサフォークランド土別、これをどう地域に発信していくかということが、これからこういった土別のような小さな町のやらなければならない、選択しなければならない一つの取り組みの方向ではないかなと、そんな感じを私も実は持っております。

予算書を見ますと、まちづくり推進の関係では290万円ほど執行されておりますし、札幌土別ふるさと会では58万5,000円の予算執行になっております。それから、ふるさと大使では11万9,000円の予算執行になっております。東京土別ゆかりの会については予算執行がなく、実は平成13年度の記録を見ますと22万5,000円の執行があって、14年にはもう開催しないということで、土別の補助については御辞退をしたいというような、そういうような書面もあることも承知しております。

そういった流れがありながら、過日、私は実は東京で行われた東京土別ゆかりの会に出席をさせていただきました。市長の行政報告では、10月6日の札幌土別ふるさと会、これには26名が参加した。東京土別ゆかりの会には11名の参加があって、今後、こういった方々との交流を

密にして、御支援御協力をお願いして交流を深めていきたい、こういうようなことで結ばれていたわけですけれども、東京土別ゆかりの会に参加させていただいて、何かしゃべれと言われて、何かと思ったんですけれども、結局しゃべることがなくて、苦し紛れに経済新聞の春秋欄に出ていた福島県の飯館村の村長さんが提唱して、5年前に提唱したんだそうですけれども、今年の11月3日から4日、日本再発見塾というのをやって、そこには全国から約100の方が参加されて、ゆっくり休んでいただくということでやったんですけども、参加した人にとっては非常にハードなスケジュールだったというような意味合いのことが書かれておりましたけれども、このことを苦し紛れにちょっと話して、土別にもしおいでいただけるならというような話をいたしましたら、何人かの方は、東京でやるよりは参加する人数は少なくなるかもしれないけれども、ぜひそういうことが実現できれば本当にうれしいなと、こんな話を何人かの方にされました。

私は、ふるさと会との交流は、こちらから行って交流する方法と、それからこちらに来ていただいて、そして自分のふるさとを目で見ていただいて、そして都会に住んでいる方が何か土別の町にヒントを与えてくれるような催しが、もしこれが実現するとすれば、結構おもしろい企画になるのではないかなと、そんなふうに思ったんです。そのとき話したのは、札幌ふるさと会も東京土別ゆかりの会も、総会を同じ日に土別でやっていただいて、その後交流をして、そして1泊してもらって土別をよく見ていただいて、そして帰っていかれる、こんなことなどはどうなんだろうというふうに、実はそのときはそんなにうまくは言えなかったですけども、大要、そんな趣旨の話をさせていただいたつもりであります。

もちろん、ふるさと会の総会をどうするかというのは、市で直接やることではございません。それぞれのふるさと会が考えて実施することでありましてけれども、限られた予算の中で、もし土別で両方のふるさと会が総会をやって、そうしたらついでに、それぞれ代表の方もいらっしやるとすれば市長を交えてパネルディスカッションみたいなことをやって、晩にみんなで何か、それこそ羊の肉でもつつきながら交流をして、一晩ここでゆっくり休んでいただいて土別を見ていただくということでは、非常に効果があるのではないかなと、そんな感じがいたします。これは直接市がどうする、こうするというではないけれども、かつて、市役所は仕掛け人だというふうに、この議場で市長が申されたことを思い出して、仕掛け人になってこういった企画もひとつ呼びかけてみる、そういった考え方に立てるのかどうか、そのことだけをお聞かせいただければありがたいと、こう思います。

委員長（小池浩美君） 石川総務部参事。

総務部参事（石川 敏君） お答えいたします。

今、委員からお話のありましたふるさと会につきましては、札幌土別ふるさと会並びに東京土別ゆかりの会、これらの会の総会が開催されるつど、市から、あるいは市議会、あるいは市内の団体から出席して交流を深めているところであります。実際参加してみますと、それぞれ

の会の皆さんのふるさと土別に対する思いというのはかなり熱く、深いものだと感じているところであります。そうした中、これまでも土別の方に来ていただくということは話題になったことはございましたけれども、これまでには、札幌の皆さんが産業フェア等でこちらに来ていただく、あるいは何か機会があるときに来ていただくこと以外に、実際にこちらに来て交流をしていただくということはありませんでした。

その中で、委員御提案ありました総会の地元での開催ということですが、より多くの会員の方々に出席をいただき、市民の皆様と交流を深めること、更には会員同士が親睦を深め、実際にふるさと土別を見ていただくことということは、大変、委員のお話の中にもありましたけれども、さまざまな効果があり、意義あるものであろうかと思えます。しかしながら、一方では、土別の開催となりますと、相応の経費が必要になってまいりますし、土別に来ることができるとい人が限られることがやはり懸念されるところでもございます。ですので、総会自体の開催、また、札幌と東京を合わせてということになりますと難しい面もあろうかと思えます。これらを踏まえまして、土別に来ていただくこと、それぞれ札幌、東京の方の意向もあろうかと思えますので、まずはこちらの方から話をしてみたいと思っているところでございます。

以上でございます。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 言ってみれば市役所以外の任意の団体のことでありますから、簡単なことではないと思えます。ただ、今最終的に答弁いただきましたけれども、話してみましようという、平たく言えばそういうことですね。ひとつ考える一つのきっかけになれば、これは決してむだなことではないのかなという気がいたします。新しいことをやるということになりますと、お金のことも含めて非常に大変な御苦労をしなければならぬわけでありますから、ここはひとつ、そういう方向も一つの考え方として考えていただけるという、そういうふうにとめさせていただいて、次、もう一つ別な課題に移っていきたいと思えます。

土別は農業が基幹産業だと、こういうふうに言われております。私はそのとおりだと思います。そして農業生産の総額は、やっぱり土別の生産の大半を占めているんだというふうに言っても過言ではないのかなという気がいたします。そこで、実は11月18日、いぶきの地下街で実施されたまるかじりフェアに、私も参加をさせていただきました。昨年も参加させていただいたんですけども、何か私の感じでは、昨年よりかなり人も多くて内容も豊富だったのかなと、そんな感じがいたします。もうあそこの会場では限界があるのかなと、そんな感じをしたんですけども、これ実際、経済部がかなり実行委員会と太いパイプをつないで実施しているんだらうと思えますが、経済部の方はどのようにお感じになっておられたか、感想だけちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

委員長（小池浩美君） 秋山農林振興課主幹。

農林振興課主幹（秋山照雄君） このまるかじりフェアにつきまして、農業団体の各団体に組織

した実行委員会が主催をして、本市の農業を見て、食べて、体験するというを通じて、本市の基幹産業であります農業への理解や、各団体へのこれまでのさまざまな取り組みについて、広く市民の方々に理解をしていただこうとするものでございまして、平成15年から開催をしまして、今年で5回目となるものでございます。委員の方からお話がありましたように、今年も大勢の市民の方々が会場に訪れていただきまして、本市の農業を十分に理解をしていただく中で終了したというふうに考えております。

そこで、フェアの第1回目がグランドホテル思親花で開催したわけでございますけれども、この会場全体が400平方メートルということで狭かったということもございまして、調理場とか、給湯設備などのバックヤードが不十分であったということから、この事業の趣旨である、見て、食べて、体験するというようなことが思うようにできなかったというのが実行委員会の反省点でございました。こうした反省点に立って、実行委員会でイベントのあり方ですとか、あるいはまた開催場所を協議する中で、2年目からはちょうどいぶきがオープンしたものですから、思親花の2倍あるんですけれども、いぶきの地下でこれまで開催をしてきたということでございます。

以上でございます。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） そうしますと、思親花の倍あるところでやったので、あの会場しかもうないんだと、そういうような考え方に立っておられるということですか。

委員長（小池浩美君） 相山経済部次長。

経済部次長（相山佳則君） 初年度が、ただいま主幹から申しあげましたとおり、思親花で開催して、2年度目からいぶきの地下で開催したということでもありますけれども。実際お客さんに集っていただく広場、会場としては倍近い面積あるわけでもございましたけれども、実際、私も、第1回目開催したときに非常に困ったのが、見て、食べて、体験するということで、ふだん農業にかかわる女性の方々が中心となっている活動を、市民の方に理解していただくという中では、やっぱり農産加工にかかわる部分が多いものですから、そういったものも、ふだんこういった活動をしているんだよということを知っていただくために、試食というのがかなりな部分を占めると。そういうことになりますと、そういった準備ですとか、後片づけ、開催時間中の片づけたり出したりするのに、水周りといいますか、流し台が相当のスペースなきゃならないということがございまして、初年度やったホテルの会場では、そういった構造になっていませんので、入れかわり立ちかわりやってもどうしても支障が出たということで、いぶきにつきましては、中がいろいろな工房がございまして、地下の部分で一般の方が利用できる流し台、厨房が2つ備わっているということがございまして、そこなら何とか準備、あるいは後片づけ、時間中にスムーズに行われるのではないかとということもあって、会場を移したということでもあります。

ただ、御指摘のとおり、会場を移しても、相当多くの方が時間内に来られるということがご

ざいまして、私どもは何とか開催しなきゃならないということが、実行委員会の中でも話されておりまして、そういった中で、会場としては、今言ったようなどうしても水周りのことを考えると、現時点ではあそこ以上の場所はないのではないかと考えておりますけれども、ある程度お客さんに分散していらしていただけるような企画だとか、そういったことを考える中で、余り御不便をかけないといえますか、せっかく来たんだけれどもわあわあ込み合っていたなというような感想を持つことでなくて、よかったなといったような感想を持って帰っていただけるような催し物にしていきたいというふうに考えております。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） ちょっとイベントの名前は忘れちゃけれども、9月ごろでしたか、勤労者体育センター、あの建物を使って何かやった催し物がございましたよね。あれなんかかなりゆったりとして、スペースはどっちが広いのかわかりませんよ。ですから、これは、水周りももちろん大事なことでありましょうし、重要なことなんですけれども、勤労者体育センターの建物を使ってやったのは、かなり広い場所を使われていたような気もするんですね。実際私は行ってはみたけれども細かくは見えていないから、余りはっきりしたことは言えませんが、いずれにしてもこのいぶきでやったあの催し物よりはゆったりしていたような気が実はしているんですね。

今、相山次長から、ひとつ考えていくというような趣旨のお話でもございましたから、これは主催者もせっかく汗をかいてやるんですから、実行委員会の方も満足感を持てるような、そして参加する人も本当によかったと思えるような、そういうような中身にしていくようにぜひ御努力をいただきたいということを申し上げておきたいと思えます。これは答弁要りません。

もう一つは、地元企業の育成と雇用確保の視点から、やはり少し議論をしておく必要があるのではないか、こう思います。

私、以前に、少なくとも住宅政策の中で、自分が住宅を取得して住んで、しかも地元の業者をお願いをして建ててもらうような、そういった方には幾らかの補助をしながら、何とか地元の雇用の確保をやっていただけないか、考えていただけないかと、こんな議論をしたことがございます。最近気になるのは、建築確認の申請書の受理の状況ですね。地元業者からの申請の数がかなり少ないというような新聞報道も実は拝見しております。それで、確認申請、地元と地元以外、大体どれぐらいの比率になっているのかお知らせいただきたいと思えます。

委員長（小池浩美君） 土岐建設水道部次長。

建設水道部次長（土岐浩二君） 18年度の確認申請の件数でお答え申し上げます。

18年度の新築住宅が43件、増築が7件の、計50件となっておりますが、そのうち地元企業が16件、管外が27件、このようになっております。したがって、地元が37%という低い値となっております。

以上です。

委員長（小池浩美君） 池田委員。



委員（池田 亨君） これは非常に難しい課題だと思います。そして、今なお財政事情が非常に厳しいと、こういうことになりますと、この前に議論したときの答弁よりも、もっと厳しい答弁になるんだろうと思いますけれども。今、やはり土別の状況を考えてみますと、季節労働者の雇用の状況が非常に落ち込んできているというふうに思うんですね。労働統計調査を見ても、16年から18年にかけては、総体人数が大体10%ぐらい落ちているんですね。そうしますと、雇用が10%近く落ちているわけですから、労働統計調査に出てくる計数でありますから、季節労働者のアンケートによる数字だったら、もっと数字は多くなってくると思うんですね、雇用の減りぐあいの率ですね。そうしますと、これから、先ほどもいろいろ賃金の関係について話しましたが、もっと深刻な状況がまたぞろ出てきはしないかと、そういうふうに思うわけです。ですから、何とか住宅政策をきちっと樹立しながら、町の経済の活性化を図るような手だてをとれないのかどうか、ひとつこれ考え方をお聞かせいただきたいと思います。

委員長（小池浩美君） 織田課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） 住宅建設を地元企業に限定をしてといいますか、そうした場合の住宅対策、助成策ということでもありますけれども、このことにつきましては、これまでも池田委員の方からお話ありましたけれども、定例会、そのほか予算審査特別委員会等において審議がなされてきた経過があるわけでございます。この中でも御答弁を申し上げてきているところでありますけれども、まずはこの住宅政策は、本当にこれまで申し上げてきておりますけれども、今日の市の財政事情ということを考えますと、非常に難しいものがあると。

更には、市民の方々の住宅の建設ということにつきましては、一生涯の大きな財産と、これはもちろんでありますけれども、そういうことから、企業の選択ということにつきましては、発注先の選択ということにつきましては、地元企業に限らず、そうした会社の技術力でありまますとか、建築デザインでありますとか、アフターサービスとか、いろいろ建築条件というのがあると思いますけれども、そういったものを目安にして企業を、発注先を選ぶというふうになると思います。そのようなことがあるものですから、やはり総合的に勘案いたしましても、市の企業に限定した助成策というようなことでありますと、土別に家を建てて定住しようとする市民の方々にとっては均衡を欠く制度になるのではないかと、そのように懸念されますので、これは難しいなというふうに思っております。

ただし、お話のように、住宅建設を地元企業へ発注をしていく、拡大をしていくということにつきましては、本当に雇用面、それから経済面ということにも大きな影響がありますので、ここについては、今も実施をしておりますけれども、ラブ土別・バイ土別運動、この中で、この取り組みを一層強めて、地元の建設業の活用が図られるように、市内の事業所、それから各団体と連携をとって、今後も引き続きこの対応に当たってまいりたいと、このように思っております。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 今の御答弁の中では、対応、4点の理由で答弁をいただいたと思うんです。

1つは財政事情、それから市民の財産をつくるということでは、企業の選択をこれは制限すると、だからだめだと。もう一つは、これは似ているんですけども、市の企業に限定していくということになると市民との均衡を欠く、ですからだめだと。そして、こういった事情から、そういった事情でだめだけれども、ラブ土別・バイ土別運動の精神を生かして地元の業者さんに何とか結びつけるように努力をしていきたいと、こういうような答弁をなされたというふうに、私は今お聞きしたんですけども。

企業の選択を制限するからだめだということになりますと、これはこれこれしかじかの条件でどうでしょうかというふうにして、市民が選択するわけですね。かつて、国民金融公庫の住宅新築を希望した場合に、非常に資金的な関係からでしょう、窮屈で抽せんでもって建て主を決めた時期がございますよね。そういうような考え方に立つとすれば、企業の選択を制限することになるからだめだというのは、この関係について言えば、これはなかなか理解しにくい部分ではないかなと思うんですが、考え方はどうでしょうか。

委員長（小池浩美君） 織田課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） このことなんですけれども、市民が要するに企業に対して、市民がいるな、必ずしも土別に限定した企業に発注をするということにはならないということで、そういう意味での選択という意味で申し上げたんであります。市民サイドにしてみますと、地元に限らずいろんなところに企業を頼むということがあるというふうに考えるわけです。したがって、地元を頼んだ市民の方が助成を受けられると。でなくて市外に頼んだ場合はその助成がないというようなことになるので、市民サイドでそういう均衡が図れなくなるのではないかという意味で申し上げさせていただいたんであります。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） それは地元の雇用を確保するために住宅新築をする方が協力するという、そういった趣旨合いも出てきますよね。私は、そういう角度で申し上げているんですよ。ですから、いろんな考え方があるけれども、やはりこれは、ぜひ地元のこういった雇用を守るためにどうするかということで助成をするんですから、当然やみくもにどこでやっても構いませんということではなくて、地元の企業に発注するという条件をつけても、そんなに均衡を欠くという、そんな大げさなものではないと思うんですね。

やっぱり、今私が一番心配しているのは、大手の建築業者が来て、あちこちでのぼりを立ててやっていますけれども、これは全然地元の商品が動かないんですね。地元の商品が全然動いていないんです。前にもちょっと申し上げたけれども、地元の業者で実際調達できるものは、住宅1軒建てますと、93%ぐらいまで地元で調達できるというんですね。そうすると、建築資材を扱っている業者の方も仕事が出てくるでしょうし、それから、もちろんそこで働く労働者の方も職を得ることができる、そういうことになってくるんだろうと思います。ですから、これはどういうふうな形で整理をして政策樹立をするかという、その方法論だけだと思いますね。

今本当に地元企業が大変な状況になっている、雇用も思うようにいかない。ですから、若い

人たちは土別でかまどを維持できなくなっているからよそに移っていく、そういう現象が顕著に出てきているんです。これを町としてどうするかというのが、私は、非常に今、地方自治体に問われているものではないかなという気がするんです。ですから、こういったことで、ひとつ地元の活性化を図れないのかというふうには実は思うんですね。

もう一度だめだという答弁をいただいて、これは終わりにしたいと思います。

委員長（小池浩美君） 佐々木部長。

経済部長（佐々木幸二君） 担当課長の方からお話ししたとおり、助成の関係については、今言ったように財政的に厳しいという部分があって難しいと、これは考え方は変わりません。ただ、池田委員がお話のように、地元企業、先ほど建設部の次長がお話ししたとおり、約7割の住宅が市外の業者が入っているということは、大変憂慮すべき事態だというふうに私どもも考えております。

それで、多くの生産活動が担われているときに、住宅だけに固執するのではなくて、今言うように、ラブ土別・バイ土別運動の観点からいけば、地元企業の持っている優位性をしっかりと市民の方に訴えるということが大事だというふうに考えておきまして、現在、具体的にはまだ至っておりませんが、地元企業の優位性、建設をするとすると、建物を建てるとなると多くの産業に波及効果が生じますので、そういう総合窓口的なものを商工会議所の中に設けることができないかということで、今、もう一度、それぞれ関係する建設協会なり、それから塗装組合、板金、いろんな業種がありますけれども、もう一度初步からスタートして、こういう地域の持っている優位性を市外に出ないような形を組めないだろうか。それには市も応分の助成ということも出てくるというふうには考えておりますけれども、今言いましたように、このままでは雇用も大変ですし、経済も産業も衰退してくるという部分ももう見えておりますので、市外に負けない、もう一度土別地方が一枚岩になった、そういう団結のもとに進めていきたいという考え方を持っておりますので、これについては助成の関係は難しいというふうに考えておりますけれども、今言った違う視点で、地元企業の優位性をしっかりと市民の方にアピールする場を設けていきたい、そういうふうには考えてございます。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 最後に経済部長から考え方をいただきましたので、最初にこういう答弁が出ていけば、これはもっと早く終わった。やはり今、この土別の町では、今言われたようなことが本当に深刻な問題になってきているんですね。市民の感情で見れば、駅の南側見てごらんください。あれ、全部旭川資本です。今度は駅の線路の西側を見ると、これも余り土別の資本というのは入っていないんです。土別、このままではどうになってしまうのというのは、やっぱり市民感情として出てくるんですね。ですから、早くこういった地元の優位性を生かして、そして総合窓口的なものを設けて、そして地元の活性化をどうやって図っていくのか、こういうことをぜひ早期に具体化して、市民に安心感を持たせていただきたいと思うんですよ。そういうことで、この項は終わらせていただきたいと思います。

委員長（小池浩美君） ここで午後3時10分まで休憩いたします。

（午後 2時54分休憩）

（午後 3時10分再開）

委員長（小池浩美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。池田委員。

委員（池田 亨君） それでは、行財政改革について御質問をさせていただきたいと思います。

財政で言えば、18年度決算において約5億円の不用額を見た。これはいろんな見方があるかもしれませんが、一応私は、財政当局、それから職員の皆さんの今日的な財政状況を踏まえての努力の成果であったのではないかなと、そういうふうを考えていることを最初に申し上げさせていただきたいと思います。

それで、この行財政改革について、今日までの取り組みの状況を最初にお聞かせいただきたいと思います。

委員長（小池浩美君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

行財政改革の取り組みの今日までの状況ということでございますが、委員御承知のとおり、行財政改革大綱並びに実施計画につきましては、昨年、18年5月に策定をいたしまして、今日までその実施に取り組んできたところでございます。そこで、大綱の実施計画の基本的な形として、基本方針というものを8項目ほど定めておりまして、これらに伴いまして、具体には143に上るプログラムを設定いたしまして、これらに推進に当たってきているところでございます。

18年度の実績についてでございますけれども、これにつきましては、一部取り組みが行われたものが21プログラム、更に、設定した内容について実施いたしましたものが47プログラムとなっております。総じて18年度の実績につきましては、約半数近くの47.5%の達成率ということになってございます。

以上でございます。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 特徴的に、これだけは胸張って言えるぞというのがあれば、1～2点、紹介させていただきたいと思います。

委員長（小池浩美君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） 胸を張ってと言われましてもあれなんですけれども、この行財政改革大綱の実施計画、先ほど申し上げましたように大変多くの項目がございます。何よりも行革大綱、この新市におきまして策定した大きな趣旨というものは、持続的な市政の発展と財政の健全化ということでございますので、そういう観点から申し上げますと、財政の健全化を図るこ

とということで、これらにおけます給与の見直しだとか、定員適正化計画の推進ということが特徴的なものとして上げられようかというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 今、朝日との合併もあったりして、かなり枠組みが変わった部分もあるだろうと思います。それで、遊休施設の現況と、それから今後の活用の計画、それからあわせて遊休資産の現況などをお聞かせいただきたいと思います。

委員長（小池浩美君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

まず、遊休施設という建物という観点でお答えさせていただきますけれども、行政財産として取得していて、それが役割を終えて普通財産の方に所管がえされるといったようなものが遊休施設になるかと思えますけれども、約51の普通財産があります、建物ですけれども。その中には、自治会や何かからの寄附を受けた自治会館等、そういったものもありますので、それらを除くと18の建物、そのうち10施設ほどを貸し付けというような格好で活用をいたしております。残りの8施設、これにつきましては、今後順次解体をしていくような予定になっておりますけれども、今のところ活用されていないで残っているというような状況にあります。

それと、遊休資産ということで、土地という観点でお答えいたしますけれども、これは、普通財産の土地というのは非常にたくさんあるわけですが、その中に山林とか教員住宅の敷地、そういったものも含まれますので、いわゆる通常に処分が可能なような土地での遊休資産というような形でお答えいたしますと、土別地区の方で約1万4,900平方メートルぐらい、これ6物件ぐらいですけれども、それぐらいでございます。旧朝日の方でも、昔、過去に分譲地として持っていたような土地があるようではありますが、それらが4,100平方メートルぐらい、売却可能な遊休資産というような土地があるというような状況でございます。

以上です。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 最初に土地の方からお聞きしますけれども、今、旧土別市で1万4,900平方メートル、朝日で4,100平方メートル、これがありますよということなんですけれども、これの処分の見通しなんかはどうなんでしょうか。

委員長（小池浩美君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） この6物件の位置的なものを申し上げますけれども、1つはホームックさんの横の方にある、昔の南町保育所だったと思えますけれども、あった土地、あと雇用促進住宅の横、あと南郷プールの横、郵便局、東5条にある郵便局の官舎ですけれども、その横の土地、あと旧河川事務所の土地、それと大通筋にあります旧市場の方の土地ということになります。実際にこれから売却計画等を持っているわけですが、一部、旧雇用促進住宅の横等、こういうのは市民の方に公売して分譲可能なかなというようなことも考えており

ますので、順次公売をしていきたい。中には旧河川事務所のような土地、あれは北の方に一団として持っている最後の土地になりますので、今のところ処分云々とかと、そういう計画ありませんけれども、今後、公共施設としての利用の可能性があるのか、そういったことがないのかということを検討しながら、順次処分をしていかなければならないのかなというふうに考えております。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 建物なんですけれども、18件のうち10件貸し付けして、あとの8件は解体するという、そういうような御答弁でしたよね。そうしますと、建物についてはほとんどありませんということですか。

委員長（小池浩美君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 詳細を申し上げますけれども、10施設貸し付けているもの、ほとんどが旧教員住宅のようなもので、個人的に入っておられる方もありますし、あと団体に貸しているというような状況もあります。ここはまだ若干は使えるのかなと、今入っている人の現状もありますし、当面はお貸しするような状況になると思います。残りの8施設、このうちで、ほとんどがもうかなり老朽化しているようなもの、あるいは旧西土別小学校のようなもので、倉庫として置いているようなところもありますけれども、これもやはりいずれ壊していかなきゃならない。1カ所だけ、実は役所のすぐ前の旧農協共済組合、その事務所が、過去には創造館というような格好で使われておりましたけれども、今、2階の一部を親子劇場さんの方に貸しているというような状況で、この施設が今後の利用等については検討はしなければならないんですけれども、今、もし使い道がなければいろいろなことを考えていかなければならないというような状況にあります。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 今のお話ですと、これを売って財政的にどうこうという、そんな状況にはまずないんだというふうに何となく感じました。今、やはり答弁をいただいて、道北地方の経済の疲弊が、こういったことにもあらわれているのかなという気がするわけですけれども。私はやっぱり行財政改革、これがどこまで踏み込んでやられるのかなというのが、市民の注目的になっているんだろうと、こう思うんですね。これは極論ですけれども、人が減って、そして同じようなスペースが果たして要るのかどうかなんていう話をする方もいらっしゃいます。短絡的にこれを議論するつもりはないんですけれども、やはり市民は、どこまで踏み込んでやるのよと、こういう目で注目している部分があるのではないかと、そう思うんですね。私は、やはりそういった意味で、もう少し今持っている資産の有効な活用方法を考えるいいチャンスでもあるのではないかと、こう思うんですね。

全く私の感覚的な私見で申し上げますと、朝日の総合支所という非常に立派な建物がございまして。あそこもお邪魔してみますと、2階はかなり広いスペースがそのままあいております。総合支所長さんに聞きますと、空きスペースはありませんと、こういうことなんですけれども、

どうも見てみますと、あの立派な施設があいている。今、非常に一般には、民間ではフレックスタイムだとか、それからIT産業が発達してきて、これは何も1カ所に集めなければ業務の執行ができないという、そういう状況でもないのではないのかな。時間距離にしますと、相当短くなってきています。そうすると、あの立派な支所をもっと活用する方法がないのかどうか、そんなことを思っているわけですね。

実は、例えば今、土別の市役所で実際保管している永久保存文書なんかは、どこにどのような形で保存されているのかなと、そんなふうなことも考えるわけです。文書の管理規定を見てみますと総務部長が所掌することになっておりますけれども、総務部長の所掌事務を、総務部長が所掌するままで、例えばそういう永久保存文書の管理施設にすることができないかだとか、いろんな方法があると思います。

そういった意味で、この朝日の総合支所の庁舎の活用について、どのようにお考えになっているか、ちょっと考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

委員長（小池浩美君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） 私から、書庫の関係、文書の保存の関係、ちょっとお話ししたいんですけれども。

市役所の庁舎北側に書庫を持っているわけでございますけれども、その書庫自体が、今どういった状況にあるかということになりますと、例えば強い雨が降ると、1階部分で水があふれてくると。一部書類にも少し差しさわりのある状況にもあります。更に2階部分においても、書類が相当入っておりますので、2階の天井そのものもそのまま置いておくと危ないと、こういった状況にありますことから、一部支えを入れている、こういった大変古い状況にもなっているわけございまして、今現在も、書類的になかなか入れられないということもありまして、各部においては、いろんな部署に、いろんな部門に置いている。

そして、更に朝日総合支所の方の1階、2階の空き会議室があるということでありましたので、税務課の日ごろ余り使用することのないような課税台帳、あるいは税の原簿関係ですが、これはふだん余り見ることがないということもありますので、こういったものについて朝日総合支所の一部に保管をしている、こういった状況にあるわけでございますけれども。そういった中で、空きスペースの一部を書庫として活用してはどうか、こういったお話でございますけれども、書類の中には、職員それぞれが日ごろから目を通さなければならない書類も相当ありますので、一定書庫の状況が大変古いということもありますので、これらを含めて総合的に書庫のあり方については検討しなければならない、こういった時期に来ているわけございまして、書庫のあり方については検討していきたい、こういうふうには考えているところでございます。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 朝日の総合支所の活用について、何か考えていらっしゃるものがあればお聞かせいただきたいと思います。

委員長（小池浩美君） 城守朝日総合支所長。

朝日総合支所長（城守正広君） お答えをいたします。

総合支所が旧朝日町役場という形の中で使われていたときには、各種会合、会議等が十分持たれました。当時の会議室がそのまま残っておりまして、議事堂として使われていた大会議室というふうに名称を変えておりますけれども、この18年度の利用実績につきましては、9回というような実績になってございます。これは、旧議事堂というような形の中で、合併特別区の協議会をそこで開催させてもらっておりますが、これが主な利用状況になっておりまして、行政区長会議等も以前は持たれておりましたけれども、これも自治会に移行いたしまして、自治会連合会というような形の中で会議も小さくなりましたので、そういった大きな会議室を使うような状況はなくなりました。

そのほかに、役場の庁舎の2階に、元は事務所ということで使っておりましたところを、集会室というような名前の中で残してございます。ここは、年間、月2回程度の利用状況になってございます。そういったことで、会議室というような形の中であるものですから、行政主催の会議が、きのうも年末調整の庁内の事業所を集めての説明会をやってございますけれども、会議室であるというような形の中で、そういった会議で使われているというような状況でございますから、ただ、これを集約して一つの部屋で利用するというような形になれば、またそのあいた部分をこういった形で使うかというのは、いろいろ検討せざるを得ない部分があるんですけれども。

御承知のように、これは以前にも田村議員さんから一般質問がございまして、答えた部分がありますけれども、実際問題、庁内の中でそれじゃ何かうまく事務所を使って活用方法があるかということ、なかなかこれといったものがございせん。例えば、町内にあります北星信金ですとか、そういった事務所の建てかえ等々があったときに、夕張市でも行っていますけれども、そういったところに貸すというような方法もないわけではないんだと思うんですけれども、うちの庁舎も34年に建てた建物でございまして、お化粧直しもしていますから見た目はきれいに見えるんですけれども、各種、うちの中にある事務所からいきますと、一番古い事務所になっています。ですから、他の事務所が建てかえというような状況になるときは、うちが一番古いというような状況になりますので、そういった事務所の貸し出しというのもなかなか思うようにいかないというようなこともありますし、貸し出しということになりますと、今度はそこを単独に使わせるというような形になりますと、出入りの調整だとか、使うときに、使えるのは個室にしなきゃならんというような、また別な費用もかかるというようなこともございまして、なかなかうまく活用がないというのが現状でございます。

ですから、それこそ各種会議をサンライズを中心にして行っておりますけれども、そちらがいっぱい重なったとき等については、役所の方を使わせているというような状況もございしますので、今後、あけたままというのはいかがなものかなというようなこともございしますので、今の本庁のそういった書庫的なものの活用というようなことのお話もありましたので、全市の



な考えの中で、今後いろいろ検討していきたいというふうに考えております。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 実は私は、今のこの時期というのは、いろいろと体制整備するいいチャンスだと思っただけですね。かつて文書の整理でファイリングシステムという、あれがはやったときに、埼玉県浦和市は、これテレビで放映されていたの、もう10年以上も前の話ですけども、標語をつくって、感心したんですけども、この標語は、「退庁時、机の上は滑走路」というもので、とにかく退庁するときは机の上は何も置いておかない。そして、ファイリングシステムを導入して切りかえるのに、当時のお金で2億円ぐらいかかったというふうな話も聞いています。

今、幸いなことに、庁内LANが導入されて、それが稼働する時期になってきているんですね。そうすると、例えば文書はこの本庁舎の中にだけ置かなければならんという、その固定観念をどうやって払拭するかということを考えるいいチャンスではないかなと思っただけですね。文書管理規定を見ますと、永久保存文書の所掌は総務部長になっています。そうすると、例えば、永久保存文書を朝日の庁舎に持って行って、その部分の管理だけ朝日の総合支所長に委任するような形をとれば、これはそんなに難しいことではないのではないかなと。

よく経営者が使う言葉なんですけれども、ピンチをチャンスに転換する、そういうような言葉がよく聞かれますけれども、今、こういう財政状況が非常に厳しい、そしてしかも、手書きの時代からパソコンに変わってきている。そして今、若い人は、パソコン1台あれば相当いろんな仕事ができる。余談になりますけれども、過日、代表者会議で、議員の例規類集は、とにかくパソコンでダウンロードすればいつでも見られるんだから、例規は会派1組あればいいじゃないか。その中で浮く経費は幾らだと言ったら、75万円ぐらいだと、こういう話も出てきておりますし、私は、今、体制を変えるためのいいチャンスだと思っただけですね。ですから、何が何でも本庁に全部置いて、そしてこれを管理しなければ行政事務が動いていけないという発想を転換する時期ではないのかなと、そういう気がするんですね。これは例規、要綱も、文書管理規定もいじらなければならないですけども、仮にそういうようなことを考えたとしても、難しい部分がどの部分にあるのか、これ、総務部長、お聞かせいただけませんか。

委員長（小池浩美君） 吉田部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

まず初めに、書庫の関係、財政状況厳しい中で書庫をつくるといった場合に、もう少し経費的な安い方法が考えられるんじゃないかという委員のお話でございますけれども、私どもも、これから書庫をつくるとするならば、やはり新築とか、そういったことは当然考えられない状況にあるだろうと。行革の実施計画の中でも、書庫の整備ということの一つの項目としてのせているわけでございますので、これについては、何らかの手は打たなければならないだろうと、そういうふうには考えております。そうした中で、朝日総合支所を活用するのがいいのか、あるいは別な方法があるのか、こういったことについては改めて検討を図りたいと思っております。

ます。

それとあと、もし朝日総合支所に書庫を置いた場合というお話でございますけれども、ここで一つの障害となるのは、やはりその書類を調べに行く手間、こういったことが頻繁に起きるとなれば、職員の頻繁な利用ということで、通行の関係ですか、朝日総合支所に行く時間、こういったことが多少のロスになるのかなと、このようにも考えております。それとあと、ファイリングシステムとかいろんなシステムのお話があったわけでございますけれども、今後のコンピューターを使った考え方というのは、文書管理システムということが言われておりますので、これについてはこれからの私どもの研究課題だと思っておりますけれども、いずれにしましても、現物の書類そのものはどこかに保管しなければならないということがございますので、そういったことについては、今お話ししたような考え方で検討を図ってまいりたいと、このように考えております。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 新しい時代に合ったそういった管理システムを、ひとつ土別の市役所が、全国に先駆けて見本になるようなシステムをぜひ研究開発していただきたいと思います。

それから、もう一つ、私はこれ一般質問でさせていただいて、地方自治法上全く論外ですということで一蹴された事案があるんです。それは何かと言いますと、行政情報サービスセンターという仮称で、議会の図書室の蔵書と、それから行政資料室の資料と、それから図書館に保管している法規総覧、ああいったものを1カ所に集めて、そして使いやすいようにして市民にも公開できるような、そういうような考え方が、そういう手法をとることができないだろうか、こんなことを実は申し上げた経過がございます。このときの答弁は、議会には図書室を附置しなければならないという、そういった法律の取り決めがあるから、これはだめですということでしたのでその場は終わったわけですが。

今私が申し上げた、こういう議員の例規類集まで何とか節約しようじゃないかという、そういう発想が出た今日段階で、今私が申し上げたようなことが考えられるのか、られないのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

委員長（小池浩美君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

委員お話のとおり、さきの、18年度の定例会の御質問だったかというふうに記憶してございますが、いわゆる行政情報センターの設置についてのお尋ねがございました。その中で、同種の、あのときには法令の関係の加除の部分で重複しているような図書があれば、効率的な見直しを図られないかとかということとあわせて、行政情報センターというものを設置して一元管理の方向性を考えられないかといったような御質問でなかったかというふうに記憶してございます。

そこで、現在、法令上の部分の加除の部分の同種の図書ということになりますと、本庁におきます行政資料室並びに議会におけます図書室、更には図書館というこの3カ所の部分がござ

いまして、議員のお尋ねのありました趣旨をかんがみまして、17年度において、そういった加除式の図書の部分、全体としてどのような形になっているのかというのを調査し、これらの改善を図ってまいったところでございます。結果といたしまして、同種の加除式の図書については、17年度末をもちまして、重複しているような図書がこの3カ所において1つもないというような形で改善をさせていただいたところでございます。

ただ、現実的には、議会におきましては、地方自治法の規定によりまして議会には図書室を設けなければいけない、図書館におきましては図書館法の規定によってそれら資料を用意しなければいけないというようなこともございますので、同種の図書がなくなったということでもございますので、相互の調査に供するための図書として、それぞれどこに何があるかということの把握ができますので、そういった中身の中で今後対応していきたいというふうに考えてございますし、この行政情報センターの設置なるものにつきましては、さきの答弁の中でもなかなか集約して1カ所にするのは難しいということに、いまだ考えは変わっていない状況でございます。

以上でございます。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） こういうことなんですよ、行政資料室の貸与名簿、見てみますと、余り書かれていないんですね。余り頻繁に、利用者名簿を拝見してもそんなに書かれていない。それから、図書館にもたまに行って見ているんですけども、あの全日本法規総覧なんていうのは、手に持って見られているという姿は余り見えないんですね。ですから、私は、重複しているのを整理するというのではなくて、こういったすばらしい書籍がばらばらにあるわけですね。これを1カ所に集約することによって、例えば、土別から、東京かどこかの大学に進学して勉強している方が、例えば政治の勉強をしたいとか、それから経済の少し高度な勉強をしたいとか、そういう人がもし仮にいとすれば、図書館法でいろいろ難しい縛りもあるのかもしれませんが、図書館法でいわれているいろいろ難しい面があれば、図書館の分館という方法だってあるでしょうし、それから議会には図書室を置かなきゃならんと、こう書いています、附置すると。ただ、場所をどこに置けとは書いていないんですね。ですから、それぞれの機関がそれぞれの施設だというふうにしておきますと、これはそんなに難しいものではないのではないかなと、こう思うんですね。問題は、どうそういったものを整理統合するかということだと思うんです。

私は、さっき、いろんなことをやるためには今がいいチャンスだと申し上げました。やっぱり今までの既成概念にとらわれなくて、これからこの土別の町の土別の行政を、どう動きやすい体制にするかというのが、まさに今やらなければならない行財政改革の大きな課題ではないかなという気がするんです。18年度の不用額が5億円近くあった、その中に人件費がかなり含まれている。だけれども、人件費を削ってそれで不用額が多くなったからって、そのことは即評価にはつながらない。私は、やはり人件費というのはできるだけ削らないで、どうやって財

政を維持していくのかということが非常に大切なことだと思うんです。

ですから、私は、たまたま行政情報サービスセンターというふうに申し上げましたけれども、道庁なんかも、やっぱり裏にそういうのを置いているんですね。結構市民の方が利用されているんです。そうしますと、土別もそういうことも考えてみる必要があるのではないかと。例えば、4階から2階まで議員が移動しても、そんなに時間かからない。ですから、やっぱりこのところは大胆に発想の転換をして、今何を整理統合すべきかということを考えていただきたいなと、そういうふうに思うんです。これは多分、今の状況、総務部長の答弁を求めるとすれば、そういうことはできませんと多分おっしゃるのではないかなと思うんですけれども、何かお答えいただけますか。

委員長（小池浩美君） 吉田部長。

総務部長（吉田博行君） まず初めに、文書管理システムでございますけれども、これについては少し時間がかかるということ、まず御了解いただきたいと思います。

それとあと、行政情報センターの考え方でございますけれども、今、私どもの追録図書の関係についての基本的な考え方でございますけれども、これも行革の実施計画にのっているわけでございますけれども、追録図書の見直しを図ろうということでございます。そこで、今、委員からお話あったように、例えば2階の図書室の中で、今回アンケートをとっているわけでございますけれども、職員の中で余り必要としないもの、あるいは見ないものはどんなものがあるだろうか、こういった職員のアンケートをとる中で、追録図書として余り活用されていないものについては、これはやめていこうと、こういった考え方を持っておりまして、今回の20年度予算からは相当金額を抑えていこうかなと考えております。この主な理由といたしましては、委員からお話あったように、今の時代でありますので、インターネットを開くことによって多くの職員が、例えばこういった議会で法令を調べよう、こういった場合には、インターネットを開いていると調べていると、こういった実態がございますので、そういったことを踏まえた中で、追録図書を多くやめていこうと、こういった考えでございます。

更に、正直、私どもの図書室の中にもいろんな本が入っているわけでございますけれども、相当年数の経過したものも多く入っていると、こういった現状でございますので、これらの整理を図ったとするならば、統一的な行政情報センター的なものがつくれる状況にはないのかなと考えておりまして、当然市民の方とか議会の議員の皆様が2階の図書室を利用する、こういったことは一向に構わないわけでございますので、こういった利用を引き続きお願いしたいなと、こういうふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（小池浩美君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 大体今の総務部長の答弁はわかりました。ただ、やはり市民によりよいサービスをする一面もあるということからすると、私は、市民の皆さんが1カ所に来て、全部用が足りるような、そういった施設の提供も、私は住民サービスとして大切なのではないかなと、

こう思うんです。道庁が設置している情報センター、あれなどは非常に情報量が多くて、しかも市民の皆さんが結構頻繁に出入りされております。ごらんになったことございますか。ですから、そういった施設などもごらんになって、限られた庁舎の中で、どうやって市民がそのサービスを楽しむことができるかということ、私は考えていただきたいなと、そう思います。

これは意見として申し上げて、次、職員研修について通告してありますから、これを多少論議させていただきたいと思います。

痛切に、私が、東京ふるさと会に出席させていただいて旭川空港で感じたことは、土別の宣伝のパンフレットが、あの棚に今回は見えなかった。それから、9月11日の日に札幌に行って、JR、あの庁舎の中に北海道物産センターというのがあるけれども、そこに行って、9月11日の日に行ったときは、土別のパンフレットを拝見させていただきました。随分担当の皆さん一生懸命頑張っているんだなと、そういうふうに来てきたんですけども、11月11日の日に札幌に行ったときは、それが実は見えなかった。私は、こういったことというのは、例えば商工観光がやっているけれども、そこだけではなかなか点検しにくい部分があると思います、日常業務をやっているわけですから。そうすると、こういった相互に協調して応援し合うような体制が、私はこれから必要なのではないかなという気がするんです。

これはまさしく市政執行方針の中にもこういった趣旨合いのことが書かれておりますし、それから、職員の人材育成基本方針の中に、担当を超えた協調をする目的が書かれております。他の職員との協力により業務を円滑に遂行しようとする姿勢を涵養する、こういうようなことも書かれております。そういった意味で、担当業務をきちっとこなすということは当たり前のことなんです。そういうことをやるために仕事をなさっているわけですから。

結局、今、土別で何が必要なのかなと、もっと極論すれば、市長は何をやりたいかということ、職員の皆さんが執行方針をきちっと読んで、そして日常的にやはりこういった点検をするようなこともあってもいいのではないかと。もちろん勤務時間との関係もありますよ。ありますけれども、私は、部が独立してそれだけ縦割りですということではなくて、スタッフ制の導入を図ったその精神に戻って、スタッフ制は課ごとのようでありますけれども、今度は部、それから市全体がそういう視点で、先ほど総務課長が言われましたけれども、土別の基本的な5項目を、今度は土別の町からどうやって発信していくのか、そして発信したら、その点検をどうするのかということ、私は職員研修の中でもぜひやっていただきたいし、その成果を私どもに示していただければありがたい。

これは意見として申し上げて、私の総括質問を終わりたいと思います。

委員長（小池浩美君） お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（小池浩美君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

(午後 3時52分閉議)